

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

ミクロネシアにおける海面保有と資源保護の様式

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立民族学博物館 公開日: 2015-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): Micronesia sea tenure conservation of marine resources chief clan 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003810

ミクロネシアにおける海面保有と資源保護の様式

須藤 健一*

An Anthropological Study of Sea Tenure and the Conservation of Marine Resources in Micronesia

Ken'ichi Sudo

ミクロネシアの島々は、海の只中に位置することから「豊かな」漁業資源に恵まれていると思われがちであるが、限られた食料資源の利用を強いられる島の人びとは漁場などへ接近する権利と義務および海洋資源の管理と保護について多様な方式を編みだしている。

ポーンベイ島やパラオ諸島のように陸地と堡礁の間に広大な礁湖をもつ島は、礁湖が豊かな漁場である。一方、サタウル島のように裾礁が発達していない隆起サンゴ礁島は、島の周辺に好漁場はない。礁湖を抱える環礁島はおしなべて恵まれた環境にある。

近年、メラネシアやポリネシアの諸国では、経済開発、廃棄物の海洋投棄、生活水の沿岸放流などによる環境汚染で漁業資源の減少と枯渇化が進んでいる。その対策として国際機関や政府の主導のもと「地域主体の漁業資源管理制度」の整備を試みている。一方、ミクロネシア諸国においては外部からの指示による漁業資源の管理と保護という動きはそれほど顕著ではない。

本論では、ミクロネシアの11社会を対象に、海面保有と海洋資源の管理と保護の慣行について筆者の調査資料と文献資料によって記述・分析し、その多様性と共通性を検討した。その結果、伝統的な海面保有、資源利用と管理・保護の仕組みが依然として維持されていることが明らかになった。それは、旧来の社会組織や親族集団、首長などのリーダーの権威がかなりの程度機能しているからである。筆者は、多様な海洋資源の保有単位と利用権に焦点を当てて、4つのグループに類別した。グループAは島や村などの共同体保有、つまりローカル・コモンズの利用、グループBは共同体保有と一部海域の親族集団保有、グループCは共同体保有を基本としながら一部の特定漁場の家族保有、そしてグループDは、細分化された漁場の親族集団保有といった形態である。

*国立民族学博物館長

Key Words : Micronesia, sea tenure, conservation of marine resources, chief, clan

キーワード : ミクロネシア, 海面保有, 漁業資源保護, 首長, 親族集団

Although geologically diverse, most islands of Micronesia are surrounded by a reef-lagoon system, which, together with deeper waters outside the reef, supplies the islanders' principal sources of animal protein.

Traditional sea tenure in Micronesia, especially reef and lagoon tenure, may be broadly conceived of as a system of social relationships between persons or groups of persons with respect to marine areas and their resources. Patterns of tenure range from the "ownership" of specific tracts of sea space by families, through lineages and clans, to communities.

Based on a study of eleven Micronesian societies, this paper examines the social basis of different types of sea tenure in the region. Although details of course vary, four main types may be distinguished:

Group A: A reef and lagoon is shared by all islanders or villagers but is controlled by a chief, as in Palau, Pohnpei and Satawal; Group B: Particular areas of reef and lagoon are owned by lineages, clans or similar units, as in Namonuito, Woleai, Etal, Satawan, and the Marshall Islands; Group C: Particular reef-lagoons are owned by families, as in Yap. Group D: The entire reef-lagoon system is owned by lineages or clans, as in Ulithi, and Chuuk.

1 序	3.4 サタワン環礁の海面保有
1.1 目的	3.4.1 漁場と入漁権
1.2 先行研究	3.4.2 釜漁と追い込み漁
1.3 対象社会と章構成	3.5 オレアイ環礁の海面保有
2 サタワル島, パラオ諸島, ポーンベイ島の海面保有	4 ヤップ島の海面保有
2.1 サタワル島の海面保有	4.1 家の基壇と村落組織
2.1.1 島の社会組織	4.2 ラン村の漁撈活動
2.1.2 漁撈活動	4.3 漁場と入漁権
2.1.3 漁場と入漁権	5 ウルシー環礁とチューク諸島の海面保有
2.2 パラオ諸島の海面保有	5.1 ウルシー環礁の海面保有
2.2.1 漁場と入漁権	5.2 チューク諸島の海面保有
2.2.2 漁撈活動	6 分析と考察
2.3 ポーンベイ島の海面保有	6.1 島の地形と海面利用
3 環礁島の海面保有	6.2 漁場へのアクセス権
3.1 ウルル島の海面保有	6.3 漁業資源を管理する権威
3.1.1 漁場と入漁権	6.4 地域主体の漁業資源管理
3.1.2 首長クランの占有漁場と禁漁区	6.4.1 フィジーの沿岸漁業資源
3.2 マーシャル諸島の海面保有	6.4.2 ヴァヌアツの海洋保護区
3.3 エタル環礁の海面保有	6.4.3 サモアの漁業管理プログラム
3.3.1 漁場と入漁権	7 結論

1 序

オセアニアの島嶼国における主な漁業は、海外輸出用のマグロ類の漁獲を目的とする沖合漁業と国内の食糧需要に向けられる小規模な沿岸漁業である。沿岸漁業は、サンゴ礁海域を漁場として行われる伝統的ないし自給的漁撈活動で、島に暮らす人びとの食糧、とりわけ動物性タンパク源を獲得する生業となっている¹⁾。

メラネシアやポリネシアの大きな島国においては、近年の沿岸における資源開発、廃棄物投棄、生活排水の放流などによって環境の悪化を招き、沿岸漁業資源だけでなく、動植物の生存に大きな影響を与えている。また、都市や町への人口集住によって、過剰漁獲や乱獲に起因する漁業資源の枯渇化が進んできている。このような状況に対応して、島嶼国では、国家や国際機関・NGOなどが主導する地域主体の漁業資源の管理体制が整備されてきている (Lang 2008; ヴェイタヤキ 2014)。

たとえば、ヴァヌアツでは、1980年代から海洋保護区を設定して乱獲の防止、稀少貝類の禁漁、環境汚染や廃棄物の管理、天然資源の保護などを実施している。フィジーの村落では2004年から410の漁業権区の30パーセントを禁漁区にして漁業資源の持続的利用を図っている。サモアでは1990年代から主島のウポール島の沿岸43平方マイルを海洋保護区に指定し9カ村が共同して資源管理を行っている (Lang 2008; Gillette 2011)。

これらの国家ないし国際機関などの主導による地域主体型の沿岸漁業の資源管理制度は、ミクロネシア諸国においては、マーシャル諸島をのぞいては積極的に行われてはいない。ミクロネシアには首長や王、あるいは長老からなる村落会議などがサンゴ礁海域の漁業資源を保護・管理している社会が現在でも多くみられる。それは、沿岸漁業資源の持続的利用を維持し、さらに促進するには、地元住民が担ってきた文化や慣行や伝統などの知識に基づいて行われている。そのような慣行や知識を重視しているのは、ミクロネシア諸国だけでなくソロモン諸島でも伝統的漁業権を憲法で保障し、海洋資源を保護している。本稿では、国家や州政府などの主導や方針ではなく、島社会自体が、慣行や旧来の規則に依拠して、主体的にサンゴ礁海域の漁業資源を持続的に利用してきたミクロネシア社会の漁場、入漁権、漁撈活動および資源の管理と保護について記述し、その性格を検討してみたい。

本稿で研究対象とするミクロネシアの島々は、赤道から北緯20度、東経135度から日付変更線までの広大な海洋に散在する島々である。ミクロネシア海域は北東から

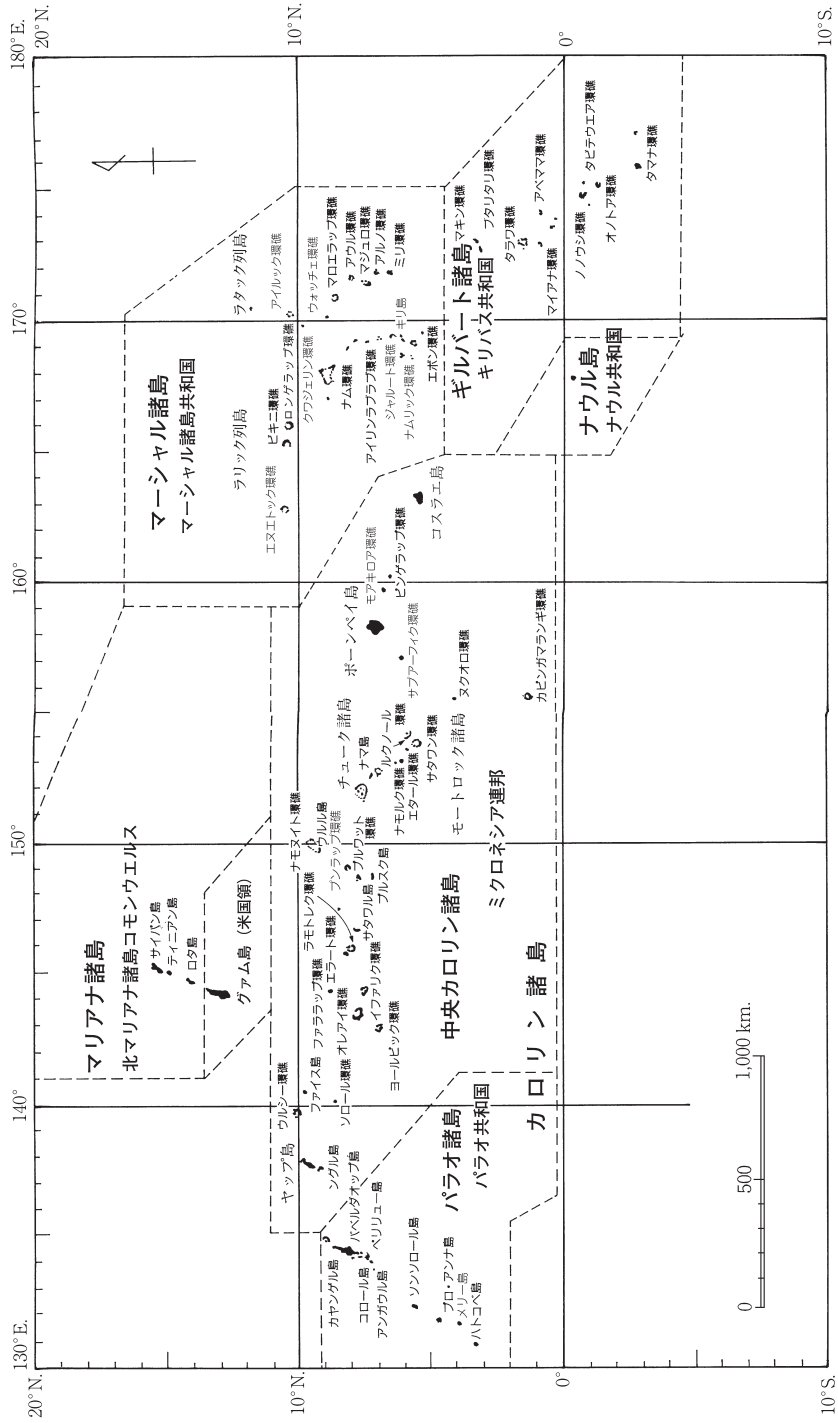
の貿易風が卓越する。ただし、6月から8月にかけてはその貿易風が弱まり西からの風が吹く日もある。海流も北赤道海流が年中、アメリカ大陸側からフィリピン方面へと西流するが、6月から8月にかけては西から東に流れるときがある。このような気象と海象の一時的な変化はあるものの季節的な変化が大きい熱帯性気候地帯である。

島々の地形的特徴は、マリアナ (Mariana) 諸島が火山島、カロリン (Caroline) 諸島が火山島とサンゴ礁島、マーシャル (Marshall) 諸島とギルバート (Gilbert) 諸島はサンゴ礁島と多様な形態を示す。これらの島々においては、マリアナ諸島の数島をのぞけば、周囲を裾礁ないし堡礁で囲まれたサンゴ礁島、あるいは礁湖を囲んで島が連なる環礁島である²⁾ (図1)。人間が居住する島で最大の陸地面積を有するのはグアム島の約550平方キロメートルで淡路島に匹敵する。小さい島は、1平方キロにも満たない平坦なサンゴ礁島である。ミクロネシアの島の面積は、メラネシアのソロモンやヴァヌアツ、ポリネシアのサモアなどの数千平方キロメートルの島にくらべると極めて小さい。

島嶼世界に暮らす人びとの日常的な主要栽培植物は、タロイモ (*Colocasia esculenta*, *Cyrtosperma chamisonis*)、ヤム (*Dioscorea alata*)、タピオカ (*Manihot esculenta*) などの根茎類、パンノキの実 (*Artocarpus* spp.)、バナナ (*Musa* spp.)、ココヤシ (*Cocos nucifera*) などである。そして、動物性タンパクとしては海からとれる魚介類に大きく依存している。魚食は、地方においては50～80パーセント、都市部でも40～80パーセントの動物タンパクの摂取量を占めるという (ラムービデシ 2014: 105)。家畜としてブタ、イヌ、ニワトリが飼われているが、それらは日常的な食料ではなく、祭宴や儀礼などに消費されるためのものである。主要な作物を栽培するための土地は、島社会ごとに個人から親族集団や共同体にいたる種々の集団によってその所有と利用の様式が決められている (須藤 1984)。また、島周辺の海域を漁場とする漁業資源の活用や資源の保護についても個々の島社会で独自の方式を編みだしている。

1.1 目的

本稿では、ミクロネシアの海面や漁場に対する個人ないし集団が保有し利用する権利、および資源を管理・保護する様式を生態学的・社会文化的要因と関連づけて分析し、その多様性と共通性を明かにすることを目的としている³⁾。そのためには、海面のどの区域が漁場とみなされているか、どのような社会集団が海面を保有する単位になっているか、いかにして人びとは海面を利用する権利を獲得できるか、そして漁業



(須藤作成)

図1 ミクロネシアの地図

資源を管理し保護するためにいかなる手だてが工夫されているか、といった疑問に答える必要がある。

オセアニア地域の「海面保有・所有」(sea tenure・ownership)に関する詳細かつ総合的な調査研究は、「土地保有・所有」(land tenure・ownership)の研究に比べ手薄であり、1970代以降から本格的な調査研究や国際会議が行われるようになった(Ruddle and Akimichi 1984; 須藤 1985; Ward and Kingdon 1995)。そして、海面保有に関する研究視点は、漁業資源へのアクセスや利用形態に重点がおかれ、特定の海面を集団や個人が保有し、資源を保護するための慣行を明らかにする観点からの研究は重視されてこなかった。

しかし、最近になって海洋科学や漁業の分野においても海洋資源の管理や持続的利用に関する地元の人びとの知識(local knowledge)が注目されるようになってきた。漁業に関しては、魚種の遊動性、魚の習性、魚食慣行、海域の環境や生態学的条件などに関する人びとの経験的で実践的な知識である(Ruddle 2000)。本稿は、最近のこのような研究動向を念頭においてミクロネシアの島世界の人びとが漁業資源の利用と管理と保護についてどのような知識を保持し、それに基づいて行われる漁撈活動の実際を記述し、現地の人びとの持続的な漁業資源の活用の知恵と手法を示すことも課題と考えている。

本稿の基本的なアプローチは、海面を保有する人間の社会集団を捉えたうえで、それらの集団が海洋資源を利用する実際の営みを記述、分析することにある。まず、海面保有の概念について述べることにする。海面の保有・所有に関しては、土地所有の概念に比べ明確な規定がなされていない。オセアニアの土地保有に関しては、個人ないし集団が土地を使用、占有、所有、管理、および処分などを行う権利を取得する基準として規定される場合が多い(須藤 1985: 212)。具体には、「人びとが土地に対する諸権利を取得し、使用し、そして分配する方法」(Crocombe 1968: 1)、あるいは「土地との関係で生じる人間や社会集団の権利と義務の多重的な互恵的關係」(Lundsgaarde 1974: 256)などと定義されている。それに対し、海面保有に関する規則は、海の面積の大きさ、漁業資源(特定の魚種など)の遊動性や海面の境界画定の困難性などの性格から、その保有や使用に関しては緩やかな規則が設定されるのが一般的である(Ruddle and Akimichi 1984: 1-2)。

本稿においては、伝統的な海面保有、とりわけサンゴ礁海域と礁湖の保有に関しては、海の資源に対する個人ないしは親族集団間の社会関係のシステムととらえることを視野に入れている。したがって、筆者は、海面保有を「個人ないし集団が特定の海域

とその資源を利用すると同時に管理し、資源を保護する仕組み」と規定することにする。

1.2 先行研究

太平洋諸島の沿岸漁業は、20世紀後半まで政府によって管理されず、沿岸村落による資源配分の伝統が当然のこととされ、「乱獲」を重大な問題とみなしてこなかった(Adams and Dalzell 1995)。また、沿岸の資源管理に対する伝統的知識の重要性に科学者が気づいたのは最近のことである(Ruddle and Johannes 1985)。ただ、ポリネシアのトンガ王国は、国王が海面の所有者であることから、国のあらゆる海域での漁撈活動は自由で、海面利用の管理による漁業資源の保護という慣行が存在しなかった。そのために、1970年代から首都への人口集中により、トンガタブ島の魚介類の枯渇を招き、80年代以降日本の援助による沖合漁業の展開と養殖による貝類やボラなどの漁獲増を目指した。しかし、依然としてコモンズの慣行を維持しているために、漁業援助は想定した成果が上がっていない(須藤 2007)。

フィジー諸島では、植民地時代から政府が所有していた沿岸の海面所有に関する権限を1975年の独立時に地域住民に委譲した。慣習的な海面所有は、沿岸を410の漁業権区(*qoliqoli*)に分割し、親族集団(*mataqali*)の首長がその海域の所有者ないしは監督者とみなされてきた(South and Veitayaki 1998)。そして、近年の観光開発や環境汚染などの影響で沿岸の漁業資源の減少に気づいた地域では、漁業資源の持続的利用をめざした、地域主体の漁場利用規則、漁具漁法の規制、漁業権区の分割などによる資源管理に着手している(Müehlig-Hofmann 2008)。

このような沿岸の漁業資源管理という動きに対し、ミクロネシアにおいては、アメリカ統治時代の1970年代から近代的な土地法や海面所有法が適用され、独立期には土地と海面に関する種々の法律が制定された。しかし、現実には境界と所有者の確定が困難をきわめ、地籍図の作成や土地台帳への登録などの処置は進んでいない(須藤 2008)。とりわけ、海面に関しては、国際的な海洋法にしたがって排他的経済水域の設定による外国船からの入漁料の徴収と外国の不法入漁船の取り締まりなどを強化している。それに対し、サンゴ礁海域の沿岸における海面保有、利用や管理などに関しては慣習法に依拠している。

ただ、マーシャル諸島政府は、1986年の独立後から漁業振興を重視し、5マイル以内の沿岸漁業資源の管理責任を最高首長から地方政府に移譲し、漁業条例を制定してその資源管理の促進を支援している(黒崎 2013: 216–218)。これは、離島の経済的自立に向けて商業漁業を発展させるための方策である。しかしながらそれ以外のミクロ

ネシアの国家および地方の政府は、サンゴ礁海域の漁業資源の利用に関しては「伝統的」な方法を維持してきている。その背景には、島の住民は、乱獲すれば島の漁業資源が枯渇することを認識しており、漁場の利用規制、禁漁期・禁漁区の設定、使用漁具の規制、捕獲数の制限など、資源保護のための慣行を維持してきた事実がある。したがって、慣行や伝統的な海面利用については、その旧来の方式を継承することを国や州が憲法等で保障している。

個々の社会や村落に漁業資源の利用を委ねるクロネシアの海面利用について、ヨハネスは、漁場における過剰漁獲に対する規制と漁場・漁業に対する保護・管理が重要であると強調している (Johannes 1977; 1981)。さらに彼は、「特定の漁場における漁業権は自らの漁業資源の利用を規制できる親族集団、首長、ないしは家族によって管理されることが重要である」とも述べている (Johannes 1978a: 350)。同様に、ツァンはキリバス (ギルバート諸島) においては、限られた資源を保護する海面利用とその規制の方法が根本的な問題であると指摘している (Zann 1985: 72)。キリバスでは1980年代まで、漁業資源の管理は伝統的な指導者によって行われ、国家の漁業局などの影響はないと述べている (Zann 1985: 74)。筆者も1980年代のミクロネシアのカロリンとマーシャルの両諸島の海面保有と漁業資源の管理については、首長や村落会議などの伝統的な知識保有者が責任をもっていることを明らかにしている (Sudo 1984)。

同様に、ミクロネシアのオレアイ環礁を調査したスミスとダルゼルは、海洋資源の保護者としての首長がサンゴ礁海域の漁場を管理していると述べている。具体には、首長が区分けされた礁湖とサンゴ礁を管理し、特定の漁場を禁漁にし、ある種の漁法を禁止するなどの権限を行使して資源の保護にあたっていると指摘する (Smith and Dalzell 1993)。パラオ (Palau) 諸島の漁業に関しては、三田が生存漁業から商業漁業への移行という観点から調査を行い、専門漁師は少なく、漁は楽しむために行うので乱獲や環境破壊を問題視していないと述べている。そして、伝統的な漁場管理や資源保護の方法を継承し、現在なお維持しているという (三田 2003: 533)。

以上でみたように、ミクロネシア地域の海面保有と海洋資源に関する先行研究は、あまり多くはないが「伝統的な様式」が維持されていることを明らかにしている。とりわけ、首都・州都や町から遠い離島に多くの人が居住する島社会においては、漁獲の輸送手段や販売路の問題などから商業漁業の展開には限界がある。また、近年は多くの島から首都・州都や海外へと移住者が急増し、離島の人口増加も顕著でない。したがって、島での主な漁撈は、食糧確保のためであり、漁獲を必要以上に増やすこと

が行われず、極端な乱獲といった状況は生まれていない。

ミクロネシアの島々は、海の只中に位置することから「豊かな」漁業資源に恵まれていると一般的には思われがちである。しかし、現実には限られた食料資源の利用を強えられる島の人びとは漁場などへ接近する権利と義務、そして資源の管理と保護について多様な方式を編みだしている。

1.3 対象社会と章構成

本稿では、ミクロネシア3国（ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国）で行われている、国内の食糧需要に向けられる生業漁業ないしは自給食料用の伝統的漁法を対象にする。サンゴ礁海域でのこのような小規模な沿岸漁業が今なおさかんなミクロネシアの11社会を取りあげ、それら社会における海面保有のしくみに焦点を当てる⁴⁾。これらの島々は、ドイツ（1898～1914年）、日本（1914～1945年）、1947年以降は国連の信託統治領としてアメリカに統治された。そして、1986年にミクロネシア連邦とマーシャル諸島共和国が、1994年にはパラオ共和国がそれぞれ念願の独立をはたした。本稿であつかう、サタワル（Satawal）、ポーンペイ（Pohnpei）、ウルル（Ulul）、モートロック（Mortlocks）諸島のエタル（Etal）とサタワン（Satawan）、オレアイ（Woleai）、チューク（Chuuk）、ヤップ（Yap）そしてウルシー（Ulithi）の各社会はミクロネシア連邦に、パラオ（Palau）はパラオ共和国に、マーシャル（Marshall）はマーシャル諸島共和国にそれぞれ属している。

第2章からは、11社会において海面を保有し漁場を利用する主体ないし集団、資源を管理し、保護する工夫や規則などについて記述する。その順序は、共有的性格が強いコモنز的形態が見られるサタワルやパラオなどの社会からはじめ、コモنز的性格を保持しながらも親族集団が海面保有と利用の単位となっているウルル、モートロック諸島やオレアイ、マーシャルなどの社会、そして家族が海面の一部を排他的に保有するヤップ社会、最後にすべての海域を親族集団ごとに分割して利用するウルシーとチュークの例を述べることにする。

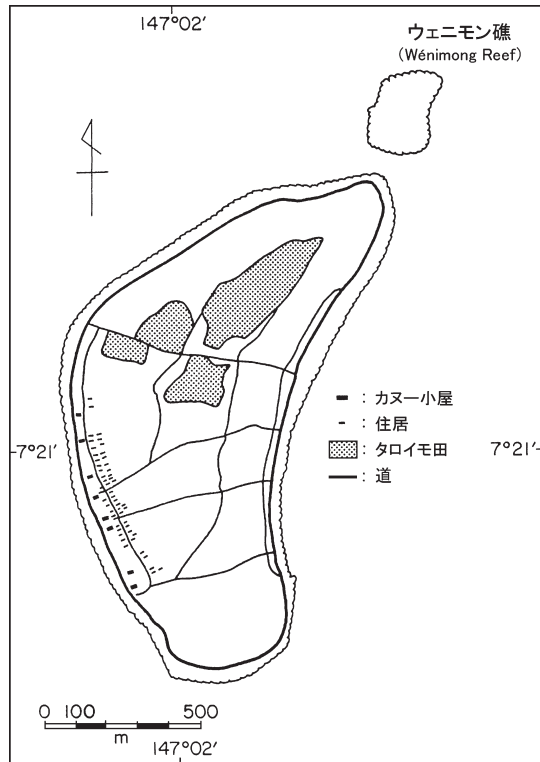
2 サタワル島、パラオ諸島、ポーンペイ島の海面保有

サタワル島のような隆起サンゴ礁島は裾礁までの距離が短いため礁原と礁池が浅くて狭く、好漁場となっていない。それに対し、ポーンペイ島やパラオ諸島のように陸地と堡礁の間に広大な礁湖をもつ島は、礁湖が豊かな漁場である。このような違い

はあるものの海面利用に関しては、島の住人に自由アクセスを認めている点、そして海と陸の資源を管理・保護するリーダーが母系出自集団の首長ないし「王」である点で共通している。独立後、近代的な議会・行政・司法制度によって国家は運営されているが、首長や王は「伝統」にかかわる分野、つまり土地や海面の保有、文化の維持・継承等について権限を有することが憲法で保障されている。

2.1 サタワル島の海面保有

サタワル島は、北緯7度、東経147度、ヤップ島の東1,000キロメートル、チューク諸島の西500キロメートルに位置する隆起サンゴ礁島である。島の面積は約1平方キロメートルと小さく、島の周囲に岸から100メートル沖に裾礁がのびているだけで、礁池面積が小さく、裾礁の外側は深海へと落ち込む(図2)。そのため島周辺の漁場も限られる。島の北東側にある岩礁以外に島の周辺には好漁場がなく、15キロメートル南にある暗礁や100キロメートル北方にある2つの無人島への漁撈活動に



(須藤作成)

図2 サタワル島

よって動物性タンパクを確保している（図3）。一年中、北東からの貿易風と西流する北赤道海流が卓越する。しかし、6月から8月にかけては西ないし南の風が吹き、また北赤道反流が北上して海流も東流する。この時期は天候も海も穏やかな日が続く。

1980年には492人（2000年に531人）が島に住んでおり、社会は8つの母系出自集団（クラン）で構成されている⁵⁾。この社会で土地、外洋航海用大型カヌーやカヌー小屋兼集会所などの貴重な財を所有する集団は母系のリネージである。リネージは、4～5世代前の女性祖先からの母系系譜を相互に認知できる子孫からなる出自集団である。8母系クランが15のリネージに分節している。日常生活を共にする集団は、妻方居住によって母系拡大家族の形態をとる。母系拡大家族が住む屋敷地はプコス（*pwukos*）と呼ばれ、島に15のプコスがある。家族成員は、夫婦単位で1軒の家に居住する。最大のプコスは12世帯、72名の家族成員で構成される（須藤1985）。

2.1.1 島の社会組織

島社会を構成する8つの母系クランは、固有の名称をもち、外婚単位で序列化している。クラン間の序列は、島への移住の歴史にもとづく。口頭伝承で祖先がもっとも古くに島に住みついたといわれるクランが最上位、第二位からは移住の歴史にしたがってクランの序列が決められている。8クランのうち上位3クランが島の「元来のクラン」で島のリーダーを輩出する「首長クラン」とみなされている。残りの5クランは後来のクランで、首長クランから土地を分与され、その庇護のもとに島に定着した。この5クランは「平民クラン」と呼ばれる（須藤1985）。

首長ないし平民クランの長は、各クランの最上世代・最優位系統・最高齢の男性がその地位に就き、集団を統括する。首長は、クランの歴史伝承や慣行を熟知し、財産の管理とクランやリネージ成員へ土地を割り当て、成員の言動を監督する責任がある。そして、島や海の資源の管理や社会の秩序維持、他島との関係や州レベルの政治や出来事に対応するのが「元来のクラン」から輩出される3人の首長である。彼らは、任務を分担し、島と島外の社会・政治的事象を統括し、州の首長会議に出席する「島の首長」、陸の資源を管理する「陸の首長」と海洋資源を管理する「海の首長」と呼ばれる。

主食となる固有の食料資源は、タロイモ、パンノキの実、バナナ、ココヤシである。アメリカ統治時代（1950年代）からは教員などの公務員の家庭では、週に1回程度コメを購入して米食が可能になった。パンノキの実が成熟する、6月～9月は、恵ま

れた食生活を送ることができる。一本のパンノキは数百個の成人の頭とほぼ同じ大きさの実をつける。パンノキの実は良質の澱粉質を含み、焼いたり、煮たり、またサンゴ礫製の手杵で搗いて餅にして食べる。その実の半分もあれば成人一日の食糧をまかなえる。また、この時期はあり余るパンノキの実を地中の穴に貯蔵して発酵させ、マールと呼ばれる保存食をつくる。そのマールは、11月頃から取り出して腐敗部分を水洗いして除去し、バナナの葉でつつんで地炉で蒸すとちまきのような食べ物となり、保存食として重宝される。

クリスマスの祭宴を終え1月を過ぎるとマールも少なくなり、日にタロイモ1個という食生活に窮乏する。この時期は、海も荒れて島周辺での漁撈活動も十分に行えないことが表1からもうかがえる。この食糧事情は人口300人の昭和初期も同様で、1931年から7年間サタワルに住んだ芸術家の土方久功は、10月11日の日記で「魚が無い。海はこの頃悪くなったところである。この島では前半年、3月から9月頃まで海が良く、後半年10月から翌年3月までは海が悪くて魚が少ないのだという」（土方2012: 531; 1974: 46）と嘆いている。その1カ月後には、「パラオと違って、堡礁内が浅くて狭いので魚がいないのには閉口。毎日パンの実だの、パパイヤだのカボチャだのばかり食っている」（土方2012: 541; 1974: 78）と日本の兄への手紙に書いている。さらに、32年2月25日には、「イモがないのでマル（貯蔵パン餅）の不足の家ではアフアージュ（ジャワフトモノ：筆者記）の実を焚いている」（土方2012: 159; 1974: 12）と食料欠乏の様子を描いている。

陸の首長は、食料の窮乏を見越して、11月頃からタロイモとココヤシの収穫日数を週に3日程度に制限して、メランと呼ばれる食料統制を行う。これは、限定される資源の少量消費による長期間活用を図ることを目的としている。サタワルでは、女性が農耕、男性が漁撈とココヤシ栽培という分業制が厳格にきめられている。メランの時期、女性は首長の吹く法螺貝の音を合図に日の出とともに森のタロイモ田へ出かける。タロイモを収穫し、その茎を植え、かつ植栽中のタロイモの草取りや畝あげの世話をする。お昼頃になる法螺貝の音で帰宅が命じられる。短時間で収穫できる食料で2～3日を食いつながなければならぬのである。法螺貝の規制を無視して作業を続け、見回り監視人に発見されると、その母系クランの女性全員が海岸の熱い砂浜に数時間座らされる。この時期、男性もココヤシ林の手入れやココヤシの実の収穫が女性同様に制限される（須藤1984: 290-297）。

陸の食料資源だけでなく、海の漁業資源についても首長はその乱獲を防ぎ、少ない資源の持続的な利用を可能にするために種々の規制を加える。

2.1.2 漁撈活動

サタワルの漁撈活動の対象となる海面は大きく4つに区分されている。礁池・礁原 (*neenéné*)、裾礁 (*woor*)、裾礁外面の浅礁 (*núkúnúwoor*)、そして外海 (*neemetaw*) である。礁池・礁原は、島と裾礁に囲まれた海面で大潮の干潮時には礁原の岩が水面にあらわれる程度の深さで、漁場としては期待できない。礁池では、西ないし南の風が吹く、6月と7月に釜を仕掛けて産卵に回遊するヒメジ類 (*Mullidae*) を捕獲する。秋道智彌の調査によると、このウーニウエリック (*wuuniwerhik*) 漁、つまりモンツキアカヒメジ (*Mulloidichthy flavolineatus*) を捕獲する釜漁の漁獲は、1979年8月の7日間の仕掛けで1,632匹、1日平均85匹であった(秋道1989:273)。また、釜の入り口の両側にココヤシの葉を結び付けた長いロープを結わえて礁池にV字形にはり、男女総出で釜に魚を追い込む。この漁はループ (*roop*) と呼ばれる追い込み漁で、1979年6月に実施した時の漁獲は、イスズミ (*Kyphosus* spp.)、シマハギ (*Acanthrus triostegus*)、ヤガラ (*Fistularia* sp.)、ハギ類 (*Acanthrus* spp.)、ギンガメアジ (*Caranx sexfasciatus*) など78匹と少なかった(秋道1989:288)。この漁は、海的首長の指示で年に2回程度行われ、漁獲は島人に分配される。女性は干潮時に礁原や裾礁付近でタコ突きや貝類を採取する(秋道1981)。

裾礁外面から水深30メートルくらいまでの浅礁が重要な漁場である。成人男性たちは、海が穏やかな日には、毎日のように魚とりを行う。この海域での主な漁法は、潜水突き漁、遊泳しながらの棹釣り漁、底釣り漁、潜水追い込み漁、釜漁などである。一般的な漁法は、ヤスによる潜水突き漁である。ゴムの推進具で長さ1~2メートルの鉄製ヤスで魚を射る。その際、10名ほどの男たちが輪になって水面を叩いて魚を岩陰や溝に追い込んでヤスで突いて捕獲することもある。また、特別な行事のときには首長の指示で、20人くらいの男たちが輪をつくり海面を叩いて輪を狭めて魚を刺し網に追い込む共同漁を行う。底釣りは通常手漕ぎカヌーで昼夜を問わず行われる。カヌーを裾礁の外側に漕ぎ出し、重りをつけたテグスの先の鉤につけたタコを餌に水深30メートルまでの岩礁に生息する魚を釣る。

また、5月から7月にかけては、水深10メートルまでの岩礁に釜を仕掛け、2日おきに引き上げる。1979年6月には5日間で23回の釜を仕掛け、441匹の漁獲があった。主な魚種は、ハギの仲間、ミヤコテング (*Naso lituratus*)、ブダイ類 (*Scaridae* spp.) である。このほかに裾礁付近でとれる魚は、ベラの仲間 (*Labridae*)、ニザダイ (*Acanthuridae*)、ハタ類 (*Epinephelus* spp. *Serranidae*)、スジアラ (*Plectropoma leopardus*) などである(秋道前掲書)。

島の周辺の外海の海面では、夜にアジ類 (*Decapterus* spp.) をカーバイドの明かりで釣り上げる漁、ココヤシ殻を浮きにするトビウオ (*Exocoetidae*) 漁や流木に付着しているアジなどの小魚や大型回遊魚を捕獲する漁、また帆走カヌーや船外機付きボートによる引き釣り(トローリング)漁、大型帆走カヌーによる一本釣り漁も行われる。さらに無人島へのウミガメ漁など、漁法は多様である。

島には常時禁漁とされている漁場がある。島の北側の岩礁、ウォニモン (*Wenimong*) である (図2)。首長は、子どもの誕生、教会等の行事、州・国・国連の記念日などの前日にそこでの漁撈を解禁する。その礁へは8人乗り手漕ぎカヌーに男たちが乗り込んで5～6艘の船団で出漁する。漁場まで1時間かかる。水深数メートル以上の暗礁のために底釣り漁を行う。漁獲は島人全員に均等に配分される。

島の南方約15キロメートルにある暗礁 (図3)、ウォネキー (*Wenikeey*) へは、帆走カヌーでマグロ (*Thunnus* spp.) やカツオ (*Euthynnus* spp.) などの一本釣りに出かける。好漁期は、北東の貿易風が吹く10月から翌年の3月にかけてである。首長の出漁許可を得てから、男たちは、朝6時半ころの日の出時に現場で漁ができるように早朝に島を出発する。大型帆走カヌーで漁に出かける乗組員はふつう8名で、北東の貿易風を受けて2時間で到着する。出漁する日の前夜は、乗組員全員がカヌー小屋で寝る。これは女性とのかかわりや女性の料理した食べ物を漁場への持ち込むことを禁止するという伝統的な漁のしきたりによる。今でも、海の漁を司る「海の神」への信仰を実践している。

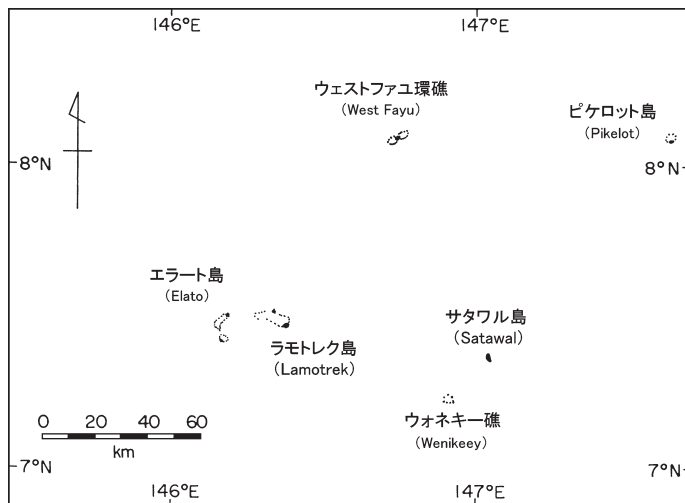


図3 サタワル島周辺の島々

(須藤作成)

朝日に輝く水面で海に飛び込む鳥の群れや海面の泡立ち見つけると、その方向にカヌーを進める。乗組員は長い竹棹の先からのばしたテグスの先端につけた擬餌針を魚の群れに投げ入れる。イワシやサバなどの小魚の大群を追いかける大型回遊魚群に擬餌針を投げ込んで釣り上げる漁法は深い読みと勘が重要である。小魚の種類や大きさと擬餌針の色合いや輝きや寸法が合わないと魚は食いつかないからである。また、魚群の動きは早く、四方八方に移動するため、風頼りの帆走カヌーで魚群と並走し、それを追走することが極めて難しい。私の調査中、11月と12月に5回出漁したが、10匹ほどの漁獲日が4回、30匹以上を釣り上げた日は1回であった。数十匹もの漁獲がある日は海況と運が良い時である。これらの漁獲も、首長の指示のもと島人全員に配分される。

北方100キロメートルにあるウエストファユ（West Fayu）環礁へは、外洋航海用の大型帆走カヌーで12時間を要す（図3）。朝島を離れても風が弱い場合には一昼夜かかる。首長は、一度に何艘のカヌーを出すか、何頭のウミガメを捕獲するかなどの指示をする。船体の長さ8メートルの帆走カヌーには8人が乗船できる。ウエストファユには、裾礁に囲まれた広い礁原があり好漁場で魚やシャコガイ（*Tridacna gigas*）などが豊富に生息する。しかし、航海の目的は、アオウミガメ（*Chelonia mydas*）の捕獲である。島に着くと男たちは、島に上陸しているカメとその卵を探し見つければ直ちに捕える。発見できない場合は、遊泳中、あるいは海底に眠るウミガメを二人がかりで鉤ないしモリを使って捕獲する。この無人島は周囲500メートル、小さい小屋があるだけで滞在はふつう1週間である。

ウミガメは、捕獲後、日陰で1週間は生息するので、サタワルへの輸送が可能である。魚介類は生のままでは腐敗が進み、無人島で日干しなどの処理をするが、手間がかかるので敬遠される。首長は、無人島でのカメの捕獲について、そこに滞在中に乗組員は1頭を食してよいが、それ以上を食した乗組員は3年間の無人島への航海を禁じると警告する。また、砂浜の穴に産み落された卵の採取も半数（約100個）は許されるがそれ以上は禁じられる（McCoy 1974）。一艘のカヌーがサタワルへ持ち帰るカメは、通常2～3頭で、100キログラムのアオウミガメであれば、その肉や内臓などが島の人びと全員に配分できる。

また、このような漁場利用の規制とともに、サンゴ礁付近の漁業資源の保護のために行う禁止事項は、漁具漁法の制限である。たとえば、潜水漁法で用いる鉄製ヤスの使用が禁止される場合がある。これは首長が漁獲状況を見て、裾礁付近での漁獲が少なくなるとヤスを使用する潜水漁を禁止する。これはヤスが岩礁を打つ音で魚が島に

寄りつかないという考えからである。

サタワルの男性が1979年6月～12月までの半年間に行った漁撈活動を示したのが表1である。サタワルは1年のうち、3月から9月はネラックと呼ばれ雨が多く、風も一定しない。ただし、7月と8月は南ない南西からの風が吹き、なぎの日が続く。一方、10月から翌年の2月は北東からの貿易風が卓越する。したがって、海面が穏やかな7月から8月の島周辺の漁場での筌漁、潜水つき漁、追い込み漁、底釣り漁の回数が多いことがわかる。

筌漁を行うのは筌を製作できる数名にかぎられる。その他の漁法に従事する男性は1日平均に80名程度である。11月から翌年の2月にかけては、海上が荒れる日が多く出漁可能な日が限定される。その間の漁獲を補うのが無人島へのカメ捕獲の航海である。とりわけ、クリスマスの祭宴に必要な魚類の確保のために、カメの捕獲やトローリングが行われる。トローリングは、1970年代に導入された船外機付きのグラスファイバー・ボートで行う。調査当時、島に8隻のボートがあったが、ガソリンを保有する者は3名で、出漁回数はそれほど多くはなかった。この漁法は、ボートの所有者の判断で行うことができ、数名の家族成員と出漁する。3時間程度のトローリングでの平均的漁獲は、マグロ、カツオ、ツムブリ (*Elagatis bipinnulata*)、サワラ (*Acanthocybium solandri*)、カマス (*Sphyræna* spp.) など20匹程度である。この漁獲は、ボートの所有者の拡大家族とそのクラン成員や親族に分配される。

2.1.3 漁場と入漁権

サタワルの男性が利用する主要な漁場は、上述したように4つの海域にひろがる。島の裾礁周辺、島に近接する岩礁(ウエニモン)、島から遠い暗礁(ウオネキー)と二つの無人島(ウエストファユとピケロット)である。島の周辺以外の3つの漁場での漁撈や入漁は「海の首長」によって管理されている。この首長は、海の資源の利用と管理と保護に責任をもつ。裾礁周辺の漁場は年中漁撈活動が許されている。男性は首長からの共同漁実施の指示の無い日には、家族の食事を考えて潜水突き漁を行う。夜間にも頭に電灯をつけて潜水漁に出かける。その漁獲は家族で消費される。一方、女性は漁撈が制限されており、干潮時に行う礁池でのタコ漁、ウニやナマコや貝類の採取にかぎられる。

他の三つの漁場への入漁と漁撈は、首長によって厳しく規制される。ウエニモン礁への入漁は、特別の機会にのみ許される。1979年6月から12月にかけて12回解禁され、月に1～2回で底釣り漁のみが許されている(表1)。これらの機会、土曜

表1 サタワル島の漁撈（1979年6月～12月）

月	礁原と裾礁の外周				ウェニ モン礁	ウォネキー礁		ウェスト ファユ島	出来事
	釜漁	突き漁	追い込み漁	底釣り	底釣り	1本釣り	引き釣り ¹⁾	カメ捕獲	
6	6日	8日	2日	1日	1日	0	2日	1回	—
7	4	12	4	2	2	0	3	1	—
8	0	9	4	3	2	0	4	0	教会, 子供の誕生
9	0	6	2	2	2	0	3	0	子供の誕生
10	0	7	2	1	2	0	2	0	国連デイ, 子供の誕生
11	0	4	0	0	1	3	1	2	—
12	0	4	0	0	2	2	2	2	クリスマス

註：1) 引き釣りは、船外機つきボートで行われた。

日が多く、教会行事、州や政府の祝日、子供の誕生や他島からの賓客を迎える時などである。ウェネキーや無人島への出漁は、あらかじめ「海の首長」に申し出て許可を貰う必要がある。その際、島に8艘ある大型帆走カヌーのどれを使い、何艘で、乗組員が誰かを申し出る。無人島でのカメの捕獲数と現地で食用にできる頭数なども首長が指示する。「海の首長」がそれらの海域や島の漁業資源に対する占有権と管理権もっているからである。

男性は、通常は島の裾礁周辺での漁撈活動を自由に行うことができる。その漁獲も家族で消費できる。しかし、陸の食料資源が厳しくなりメラン規制を課す11月から翌年2月頃までは漁場使用も制限される。その間、村落がある島の西側から西南端の裾礁付近での漁撈は自由であるが、南海岸から東側の裾礁での突き漁や網漁は禁止。首長が共同漁を指示するときのみ漁が可能となる。これは、陸と同様に海の資源保護のためである。

首長は海が穏やかであれば毎週土曜日とそのほかの日に平均月2回程度、成人男性総出の共同漁を指示する。その際の漁獲は、島の居住者全員に平等に配分される。男性は首長が指示した日には、共同漁ではなく個人漁であっても自分の漁獲をすべて供出する。100匹の漁獲のある人も10匹しか捕れなかった人もすべてを出す。その漁獲は、女性、子供、男性の順に分配される。分配者（次期首長）は、拡大家族ごとに、まず女性一人ひとりの名前を呼びあげて魚をわけると。拡大家族のすべての女性に配り終わると次に子供、男性へと同じ方法で魚を分ける。島の家族全員に配って残りがあれば、魚が無くなるまで同じ方法で魚を分配する。しかし、漁獲が少ない場合には男性への配分が無い。そのような状況が度重なりと男性の腕が悪いから魚が少ないと女性から祭宴の際に歌で非難されることになる。

7月から8月にかけてウェニモン礁の禁漁が解禁された日の分け前は、一人当たりベラやハタなどの魚が3匹、共同漁の追い込みの分け前は、ニザダイなどが5匹程度である。いずれにせよ、島人500名の名前が呼ばれて魚が分配されるのである。均分を徹底した悠長な分配方法である。ウェニモンでの漁が解禁された日の漁撈終了後に出漁者は、島人に分配する前に2匹ほどの魚を配分される。カヌー小屋の前で、火を焚いてその魚と家族が届けたパンノキの実やタロイモ料理で共食する習慣がある⁶⁾。これには老人や出漁しなかった成人男性も参加する。

禁漁区が解禁されて共同漁が行われても、「海の首長」に特別に多くの漁獲を割り当てることはない。しかし、特定の魚が捕獲された時には、その魚は「首長の魚」として贈られる。その魚は、ナポレオン (*Cheilinus undulates*) やスジアラ、大きなマグロなどである。また、アオウミガメの首も首長に贈られる(秋道1981)。この慣行は、首長が豊漁の儀礼を執行する責任をもち、海の資源を管理するからである。また、首長には、パンノキの実やタロイモなどの毎年の初収穫物を貢納する慣行もある。これも、首長が豊穰を祈願する儀礼を伝統的な「司祭者」に指示して行わせ、食糧を豊かにするからであると説明される。

流木についてくる魚の漁獲は、島の人びとを興奮させる。沖に流木を見つけると男たちは叫び声をあげて我先にとカヌーに釜を積んで漕ぎ出す。流木には貝類や藻類などが付着し、またタカサゴ (*Caeseo* spp.), イスズミ, アジ類の小魚から、それを食餌に追いかけるツムブリ, マグロ, カツオなどが群がることもある。それを、流木に括り付けた釜で捕獲するのが流木漁である。筆者の調査中には流木は漂流していたが魚はいなかった。土方は、1931年12月21日に、男たちは流木に向けて10艘のカヌーに大きな釜を積んで漕ぎだし、3時ころ大きな魚を300匹持ち帰り、島人に1匹ずつ、女性、子供、男性の順位に配ったと書いている(土方2012: 551; 1974: 100)。翌日、翌々日も100匹の漁獲があったが、女性優先に配られた。当時、サタワルの人口は300人弱。さらに、翌年7月に来た流木には、大量のタカサゴがついており、6~7艘のカヌーで乗り出し、手網ですくい取った。その漁獲は、ココヤシ殻の椀に3人の首長に2杯ずつ、女性と子供に1杯ずつ、男性にはわずかな配分であった(土方2012: 268; 1974: 53)と記している。

サタワルの人びと、とりわけ男性の漁業資源へのアクセスはすべてに平等である。一方、首長が特定の漁場、漁具や漁法、食糧枯渇期の禁漁区域の指定など、島の限られた資源を有効活用するための漁業資源の管理・保護者としての役割と責任をもっている。

2.2 パラオ諸島の海面保有

パラオ諸島には、北東のカヤンゲル島から南西のアンガウル島まで 170 キロメートル、さらに南西離島を加えると南北 400 キロメートルの海上に連なる約 350 の島がある。1985 年のパラオの総人口は、12,116 人⁷⁾。最大の島は、火山島のバベルダオップ島で面積 230 平方キロメートル、その周囲は海岸からの裾礁ないし堡礁までの最大幅 10 キロメートル、最小幅でも 2 キロメートルの礁湖が発達し、その総面積は 2,130 平方キロメートルである。水深も 50 メートルに達するところもあり、漁場として使用されている。

パラオ社会は伝統的には 70 村、政治的には 16 地区で構成されてきた。これらの村と地区は、二人の最高位首長によって統括されてきた。バベルダオップ島マルキョク村の最高位首長・ルクライが東側の地区を、コロール島コロール村の最高位首長・アイバドールが西側の地区をおさめてきた。1994 年の独立後、それらの地区は州に格上げされ、16 州となった⁸⁾。二人の最高位首長は、各州・村落の土地、慣習と文化などの伝統に関与する権限を憲法で保障されている。各村落は、7～10 の母系クランで構成されており、その上位 4 クランから輩出される 4 人の首長が、村落会議 (*rubak*) のリーダー役を務める。そして、父方一オジ方居住様式をとるために、男性は父が生存中は父のクランの土地に住み、父の死後は自分、つまり母のクランの村に移り住む。

日本統治時代までのパラオの土地と海面は、共有地とクラン所有地とに分かれていた。共有地は、島の内陸部で森林や疎林からなる山、マングローブ湿地、礁湖・礁原、裾礁・堡礁と外海であった。クラン所有地は、海岸沿いの敷地やタロイモ耕作地、丘の集会所や屋敷地などである (Barnette 1949; Kaneshiro 1958)。

2.2.1 漁場と入漁権

共有地は村落に保有され、村落会議によって管理されている。村民は、共有地の資源を利用する権利を有している。村落会議の許可を得ることなく自由に共有地に入り、魚介類、建材や薪などの資源を活用することができる。村民外の住民が利用する場合には村落会議の許可を得る必要がある。その許しを得ないで利用した場合にはペナルティが課せられる。たとえば、礁湖内で魚取りをする場合にはパラオの伝統貨幣を支払うことになっている。ただし、近年では「ラグーン (礁湖) とサンゴ礁の“owner”は州政府である」といわれる。これは、村落の資源を管理し、争いごとを解決してきた首長・長老や村会議の権力が弱くなってきたと考えられている

(McCutcheon 1981: 120)。一方で、パラオの中心地コロール島の海面利用は、日本統治以降、各村落からの移住者が住みついたために、コロール村の住民だけでなくすべてのパラオ人に開放されている。

海面は村落ごとの陸の境界線を礁湖から堡礁へと延長して区画されている。各村落が有する海面に対する入漁権は、首長ないしは村落会議によって管理されている (Johannes 1981)。この海面では村人は自由にいかなる漁法でも魚を取ることができ、男性は、父の村と母の村の双方の海面に入漁する権利がある。現在、男性たちは、干潮時には、礁原の水たまりにいる魚を突いたり、夜に電灯を使った潜水突き漁で数十匹の魚を捕獲する。

古くは筌漁や潮の干満差を利用して魚を捕獲する石干見漁⁹⁾なども行われていた。筌漁や石干見漁は、村の年齢組の男性たちの共同漁であった。年齢組は、筌や石干見を設置する漁場に対しては、永続的な権利を維持できた。石干見では、満潮時に礁湖に群れをなして遊泳しているヒメジやメアジ (*Selar* sp.) などを捕獲した。そこからの漁獲は、漁仲間の家族だけでなく村の人びとも分け前が配られた。しかし、首長は特別の分け前をとるなどの特権はなかった (杉浦 1944)。

外海は村落に住むパラオの人びとの漁撈活動に対して明確な境界がなく、また重要な漁場とみなされてこなかった。これは、礁湖が好漁場であり、魚を欲しい時に十分な漁獲を得ることができ、外海まで出漁する必要がないからである (Johannes 1977)。今でも、成人男性が一晩、潜水突き漁を行えばその家族の1週間分の漁獲が得られる。また、コロールに住む家族や親族を訪問するときには、魚を持参する。このような礁湖の漁に対しても、日本統治以前は他村の人の漁撈を禁止するなど、厳格な利用規則がなかったようである。厳格になったのは、ナマコやタカセガイが重要な商品として輸出されだしてから、サンゴ礁海域での漁業権が明確に設定された (Kaneshiro 1958)。

二つの村がサンゴ礁や礁湖を共有している例がある。一つは、バベルダオップ北部の洋上にあるサンゴ礁で、その近辺のアルコロン (Ngarchelong) 村とカヤンゲル (Kayangel) 島の村民は自由に使用することができる。しかし、両村はそのサンゴ礁の利用を極力抑えて、両村の漁業資源が枯渇した時のために保護している。次は礁湖の例で、西海岸のアラモノグイ (Ngeremiengui) 村とガラスマオ (Ngardmau) 村は、タカセガイの解禁日から三日間は自村の海面で採取するが、それ以降は双方の海域でその貝を捕獲することができる。

2.2.2 漁撈活動

パラオの村落部の伝統的な漁撈は、広い水面をもつ礁湖内で行われてきた。代表的な漁法は、採集漁、ヤス突き漁、釣り漁、網漁、追い込み漁、そして前述した筌漁と石干見漁である。外海ではサメ漁が行われていたがドイツ時代に禁止された。これらの漁法のうち、筌漁と石干見漁はすたれたが、その他は現在でも行われている。ただ、突き漁はヤスだけでなく水中銃を使用している。また網漁もナイロン製の刺し網漁がさかんになった。1950年代からの船外機付きボートの導入で、外海や礁湖の深い水面で引き釣り漁が行われている。捕獲魚種は、キハダマグロ (*Thunnus albacares*)、カマス (*Sphyræna* sp.)、ヒメフエダイ (*Lutjanus gibbus*)、シモフリフエフキ (*Lethrinus lentjan*) などで、漁業を専業とするものはそれらを漁業協同組合に販売する。

村落部にも漁協は1950年代に設立され、70年代からは日本のODA援助によって多種の漁業事業に取り組んできたが、専業の漁業従事者は成人男性の1割にも満たない(三田2003: 530)。漁撈は、副業や余暇で行い、おかずをとることが目的である。専業漁師も、魚価が安く流通が不安定なことから、乱獲など海に過度の負担をかけていないのが現状である。ただ、天候が悪く出漁できないときのために、沿岸のシャコガイやナマコなどは、普段はとらないで備荒食糧として海に蓄えることにしている。したがって、漁業資源の減少は問題になっていない。パラオの人びとは、「海との気ままで親密な関係」を保っているという(三田2003: 532)。

パラオにおいては、漁業資源の管理と保護に対する積極的な慣行は、「海には魚がたくさんいるが、必要以上に漁獲しない」という倫理的な自己規制よりほかには、顕著にみられない。ただ、海面を村落会議が管理し、外部者の使用を禁止することによって乱獲を防いでいるのは事実である。日本統治時代、沖縄の漁師が礁湖で網漁を行っていたが、パラオの人びとの漁獲に影響を与え、争いが起きることはなかったという(三田2003: 521)。ヨハネスは、パラオの礁湖とサンゴ礁海域の年間の潜在的漁獲量を11,000トンと算定しており、管理次第で持続的な漁獲を得られると述べている(Johannes 1981: 79)。パラオでは、1970年代以降、外海での外国漁船によるカツオの一本釣り漁が行われていたが、その餌とりの礁湖の漁場使用には首長の許可が必要である。首長が許可しないために、パラオ海域での操業を断念した漁船もある。この際に支払われる入漁料は村落会議が受け取り、村民のために使用される。

2.3 ポーンペイ島の海面保有

ポーンペイ島は、標高787メートルのナナラウト山をもち、面積375平方キロメー

トルの火山島で、沿岸から5～10キロメートル幅の堡礁に囲まれた広大な礁湖が発達している。1980年の人口は20,341人¹⁰⁾。ポーンペイ社会は、政治的に独立した5首長国であり、それぞれ一人の政治リーダーによって統治されてきた。これがナーンマルキ (*Nahnmwarki*) で最高位首長ないし「王」とみなされ、「絶対的権威」のもとにその首長国の土地と海面の名目的所有者とみなされている (Fisher 1958)。これは、「王が神々を代表し、自然は神に属すがゆえに王は可耕地その他の神的恩恵を臣民に配分する」という考えに基づいている。この観念にもとづいて、王は神々に代わって臣民から返礼として、「初物の献上」を受けるという儀礼的贈与が行われる (清水 1989: 131)。

このような、神々と人びとの媒介者とみなされる最高位首長の補佐役がナーニケン (*Nahnken*) で副最高位首長ないし「副王」である。各首長国には4～5村落があり、村落社会は複数の母系的なりニージ (親族集団) によって構成されている。各村落を統治するのは、最高位首長からの指名でタイトル・位階を授与された母系集団の首長である (Fischer 1957)。村落の高位首長は王の意をくんで農耕や漁撈など人びとの資源利用の活動を監督し、親族集団の成員にパンノキの実やヤムイモの初収穫物をナンマルキに貢納させる責任がある。

ポーンペイの漁撈活動の対象となるサンゴ礁の海面は、礁湖、礁原、裾礁・堡礁などに分けられ、*home waters* 「村の海」と呼ばれている。主要な漁法は、手釣り、すくい網漁、刺し網漁、魚毒漁などがある (Bascom 1965)。礁湖など海岸に近い海面は、村落ごとに厳格に境界が定められており、村人は自由に入漁し、漁獲は自分の家族や集団することができる。ただ、特別な魚やアオウミガメを捕獲した場合には、それを最高位首長に献納する義務があった (杉浦 1944; Shimizu 1982)。それに対し、堡礁の外側の外海は、アメリカ統治以前には漁場として重視されておらず、利用されることもなかったようである (Shimizu 1982)。

海の名目的所有者である最高位首長は、古くは豊漁の儀礼などを呪術者に指示して実修させたが、村人から漁獲の献上を受けることはない。ドイツ統治以降、最高位首長が海面の利用や管理に対してもっていた特権は廃止された (Johannes 1978b)。今では、出漁者は漁獲を自家や親族で消費するが、特別な魚やアオウミガメを捕獲した場合、あるいは初物献上の儀礼などの際には大きな魚を最高位首長に献納することが慣行となっている (Shimizu 1982)。初物献上儀礼は、最高位首長が神々と人間との間の媒介的役割を果たし、神の恩恵を人びとに配分すると考えられている。したがって王は、人びとからの初物献上の形で返礼されるのである (清水 1989: 131)。

以上、サタワル、パラオ、ポーンペイの海面保有と利用の方式を述べてきたが、この3島においては礁湖ないしサンゴ礁区域の海面は、人びとが共有し、自由に漁場へアクセスし、利用することができる方式をとっている。その意味でローカル・コモンズといえよう（秋道 2010: 121）。一方、資源の保護に関しては、最高位首長によって名目的に所有されて首長、村落会議によって管理される仕組みがつくられている。注目されるのは、広大な礁湖を抱えるパラオ、ポーンペイの火山島と狭くて浅い礁池しかもたない極小のサタワルの隆起サンゴ礁島で海面を共同利用する方式をとっていることである。ただ、サタワルの場合は、首長が特定の漁場と無人島への入漁と利用を管理し、資源保護の責任者となっている点では他の2社会と異なる。

3 環礁島の海面保有

ウルル島はチューク諸島の北西 200 キロメートルに位置するナモノイト (Namonuito) 環礁の島である。この環礁は、カロリン諸島最大のラグーン (礁湖) を内包し、5 島に人が住む (図 4)。それぞれの島は首長によって統括される。エタール環礁とサタワン環礁は、チューク諸島の南東に連なるモートルック諸島に属し、オレイアイ環礁はヤップ島の東方 500 キロメートルに位置する (図 1)。マーシャル諸島は、29 の環礁

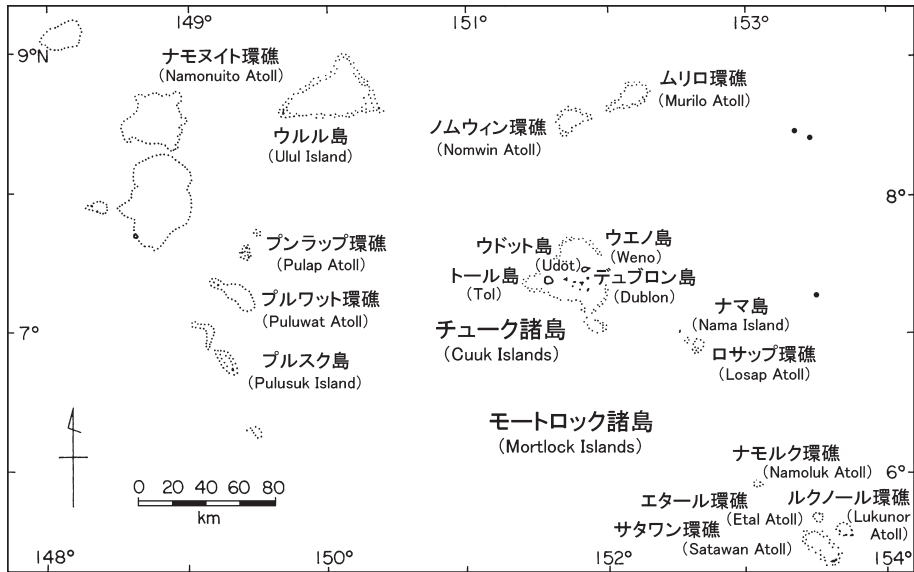
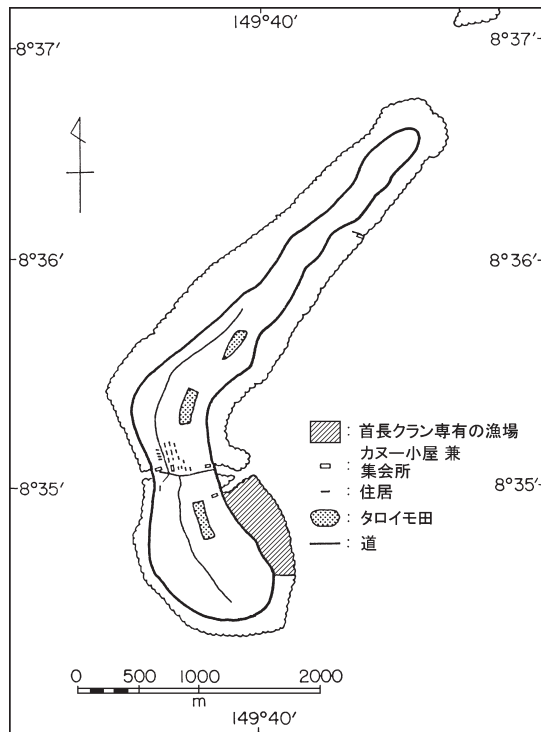


図 4 チューク州の島々

と5つの隆起サンゴ礁島が北西から南東にかけて連なっているが、陸地総面積は181平方キロメートルにすぎない。伝統的な社会・政治体制においては、これらの島々を東西の2列島群に分割し、列島ごとに高位首長が統治してきた。1986年にマーシャル諸島共和国として独立した。2列島のほとんどの島は環礁島で、一部に隆起サンゴ礁島がある。伝統的には、それぞれの列島を支配する2名の最高位首長が陸と海に関する資源を保有し、各島々の首長に管理させてきた。

3.1 ウルル島の海面保有

ウルル島は、ナモヌイト環礁の主島で、独立後オノウン (Onoun) と改称している。面積は1.5平方キロメートル、周囲を50メートルから300メートルの裾礁に囲まれた礁池をもつ環礁上のサンゴ礁島で、島にはボートが出入りできる水路が3カ所ある(図5)。礁池・礁原は干潮時でも水深2メートルあり、漁場として利用されている。大きな環礁内の礁湖は、重要な底釣りの漁場として手漕ぎカヌーで出漁する。主要な栽培作物は、タロイモ、パンノキ、バナナであるが、野生のタシロイモ (*Tacca* sp.)



(須藤作成)

図5 ウルル島

からデンプンを取り出して備荒用食糧にしている。

1974年の人口は、276人（2000年は580人）であるが（Chuuk Branch Office 2002）、この島にはチューク北西離島の全寮制の中学校が置かれ、他の島出身の200人の生徒と20名の教職員が住んでいた。ウルル社会は9つの母系クランで構成され、クランは固有名をもち、族外婚の単位である。クラン間には序列があり、それは島への移住の歴史順で、最古のクランが「島の首長」の地位を占めている。首長は島の資源を管理し、大量に食糧を消費した後に、島の食物利用を規制する。また、海洋資源の利用にも責任をもち、共同漁などの指示を出す（須藤 1976）。クランが分節した12リニージは、社会政治的な最少単位、かつ土地所有集団である。妻方居住により、日常的な居住集団は母系大家族である。

3.1.1 漁場と入漁権

島の周辺の海面は4つに分けられている。島の海岸から続く礁池・礁原 (*lelolo*)、裾礁 (*woor*)、裾礁の外周と浅礁 (*lukunu woor*)、礁湖内の深海 (*mataw*) である。島の男性たちは、島の1区画の漁場を除いて、すべての海面で自由に漁を営むことができる。礁池・礁原では、貝やウニの採集、タコ突き漁や回遊してくるサヨリ釣りが行われる。月に2度、首長の指示で成人男性総出の追い込み漁が行われる。礁原に50名くらいの男たちが直径200メートルの輪をつくり、海面を叩いたり石を投げたりしながら輪を狭めて、魚を網に追い込んで捕獲する。群れで回遊するダツ (*Belonidae*; *Sparidae*) やボラ (*Mugilidae*)、サンゴ礁に生息するブダイ (*Scaridae*) やニザダイ (*Acanthurus mata*) が漁獲対象で、共同漁でとられた魚は、首長の指示で島人全員に分配される。

裾礁外周と浅礁での主な漁撈は、潜水突き漁である。10人余の男たちが海面を激しく叩いて魚を岩礁の下や溝に追い込んでから、ゴムの推進具つきのヤスで突いて捕獲する。礁湖では釣り漁が行われる。2～3人乗りの手漕ぎカヌーで島から4～5キロメートル沖の漁場に出かけ、水深30～50メートルの海底にテグスの先にタコを餌として付けた釣針を錘で降ろして魚を釣る。フエダイ類 (*Lutjanidae* spp.)、ハタ類 (*Epinephelus* spp., *Serranidae*) やフエフキ類 (*Lethrinus* spp.) などの魚種が捕獲される。釣針にかかった魚をサメが狙うため、それをかわすために左右の腕を交互に広げ、釣り糸を左右に動かす工夫が必要となる。底釣り漁は、潮が良ければ2～3人で一日100匹ほどの漁獲がある。釣りあげた魚は、漁獲者のものであるが、カヌー小屋から家に帰る途中で人にあつたら、1～2匹をおすそ分けするのが慣習である。

外海では、島に1艘の大型帆走カヌーでトローリングを行い、マグロ、カツオ、サワラなどを釣りあげる。また、1970年代に入った船外機付きボートによるトローリングも行われる。これらの漁獲は、当事者のものとなり、自分の家族と親族に配分される。

3.1.2 首長クランの占有漁場と禁漁区

島で東側の礁湖に面した水路のそばの広い面積を占める礁原は、島の首長クランの保有となっている(図5)。この海面では、首長クランの女性たちが食用に、男性が底釣り用の餌にタコを捕獲するのが通常の漁撈である。そのクランの男性たちが日常的に潜水突き漁や追い込み漁を行うことはない。州や国の記念日、長老の葬式、教会行事、賓客の来島など島で大きな行事があるときに首長はこの漁場を開放し、男性総出の追い込み漁を指示する。この漁での漁獲は、島人に均等に配分される。

首長は、前述の葬式や大きな行事等で漁業資源が大量に消費された時には、首長クランの占有海域のほか、礁原にココヤシの葉を結わえた棒をさして禁漁区に指定する。通常、3～6カ月間を禁漁にする。その解禁日には、島の男性総出で追い込み漁を行い、捕獲した魚を島人に均等に分配する。したがって、首長は自分のクランが保有する特定の漁場の資源を管理すると同時に、島の漁業資源量を勘案して特定礁原へのアクセスを制限する。

3.2 マーシャル諸島の海面保有

マーシャル諸島は29の環礁島と5つの隆起サンゴ礁島からなり、陸地総面積180平方キロメートルである(図1)。1980年の人口は約31,200人¹¹⁾。マーシャル社会は、政治的に東と西の列島に分れており、二人の最高位首長(*iroij lapalap*)がそれらを統治してきた。東側のラタック列島は首都マジュロを中心に北はウトリック環礁、南はミリ環礁からなる。西側のラリック列島は、クワジェリン環礁を中心に北はビキニ環礁、南はジャルート環礁からなる(図1)。諸島全体には14名、ラリック列島には4名の高位首長がおり、彼らがいくつかの環礁島などを分割保有している。最高位首長は、名目的な「土地と海面の所有者」で、土地と海に関する統制、その土地や海から獲得できる資源の利用権と分配権、および土地と海をめぐる紛争に関する裁判権を有している(Tobin 1952; Mason 1968)。この最高位首長は、各環礁の高位首長(*alap*)をとおして平民と労働者(*ri-gerbar*)を支配下においた(Spoehr 1949; McGrath and Wilson 1971)。

マーシャル社会は、10余の序列化された母系クランで構成されている。各島で土地を所有する最も重要な親族集団は母系リニージで、その首長はアラプ (*alap*) と呼ばれ、集団を統率するとともに成員に土地を配分した。日常的な生活を共にする居住集団は核家族から成員20名を超す母系大家族までである (Alkire 1977)。実際に個々の島々の土地と海の資源を管理するのはこの島の高位首長 (*alap-lapalap*) である。彼は平民 (首長と労働者) からパンノキの実の初収穫物やコプラの売上金の一部を徴収して最高位首長に上納した。最高位首長はまた、サンゴ礁海域の資源利用に関しても絶大な権限を保持してきた。彼は、いくつかのサンゴ礁の海域、とくに礁湖の水路近くで多くの魚の生息地になっている海域を禁漁区に設定した。禁漁区への入漁は一切禁止された。日本統治時代に南洋庁によって禁漁区は廃止され、だれでも入漁できるようになったという (Tobin 1958)。

環礁島や隆起サンゴ礁島に住んでいる人びとは、前述の最高位首長が規制した禁漁区以外の海域では自由に漁撈活動を行うことができた。ただし、外部者が島の漁業資源を利用することは禁止されていた。海面を使用する場合は事前に島の首長の許しを得なければならなかった。戦後間もなく土地所有の調査に入ったトビンは、「首長の権力は、外国人の到来によって弱くなっては来ているが、依然として環礁のあらゆる海の資源を利用する権利を特権として保持している」と記している (Tobin 1958: 69)¹²⁾。

最高位首長と各島の首長そして平民との関係は、搾取と被搾取の関係ではなく、互酬的性格を特徴としている。最高位首長は、島々の食糧事情が悪化した時には物資を送り、平民が病気した際には病人を病院に運び費用を負担するなど、いろいろな救済の手を差しのべている。離島からの病人やその世話人を世話する最高位首長は、大きな財政負担を強いられるのである。つまり、最高位首長は、自ら統治する離島社会の食糧と人びとの生活を保護、監督する役を担っているのである。

マーシャル諸島共和国では、1986年の独立時から漁業資源の開発を重視してきたが、1997年頃から漁業資源の開発の促進と発展、管理に関する国家漁業政策を策定した。沿岸漁業に関しては、自家消費用の漁業だけでなく離島での商業漁業の展開である。つまり、離島で捕獲した魚を首都や都市部へ輸送して販売するという計画である。日本など海外の援助で離島の漁業振興プロジェクトが進められたが、離島と都市部を結ぶ船舶運航が不定期であることから十分な成果をあげていない。そして、国家が主導する漁業資源の管理に関しては、地方行政政府やコミュニティに資源保護を自ら行う責任をもたせる方法である。具体的には、地元の漁師に技術協力を行いながら、収入の機会を提供する計画である。これは、国家が沿岸5マイル以内の漁業資源の利

用と保護を地方政府に移譲して、漁業の振興を支援するものである（黒崎 2013: 216–218）。

以上で述べたように、ウルル島とマーシャル諸島においては首長が島の特定の海域、特に好漁場を保有して禁漁区にする権利を保持している。この禁漁区は、首長とそのクラン成員が漁獲を私的に消費するために設定したのではなく、島での行事や祭宴などの際の食糧を確保するため、あるいは魚が枯渇した時に利用するためである。そして、禁漁区以外の海域は、島のすべての人びとが資源に自由にアクセスし、利用することが許されている。

3.3 エタル環礁の海面保有

エタル(Etal)、ルクノール(Luknor)、サタワン(Satawan)の3環礁は、チューク州のモートロック諸島に属す(図6)。エタル環礁には、15の島があるが、エタル島にのみ人が居住している。島の面積は1平方キロメートル、1980年の人口は446人(2000年は267人)である。サタワン環礁は419平方キロメートルの広さを持ち、4島に人が住み、1984年の人口2,500人(2000年は2,985人)。その主島サタワン島は面積1.2平方キロメートル、人口946人(2000年は955人)と人口密度がきわめて高い¹³⁾。

エタル島は東地区と西地区の二つに分かれている(図7)。エタル社会は固有

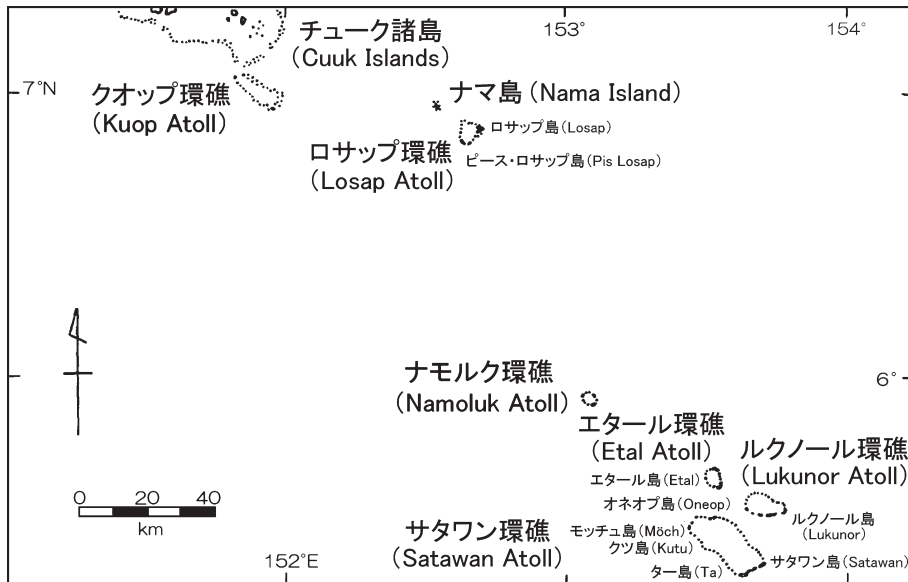


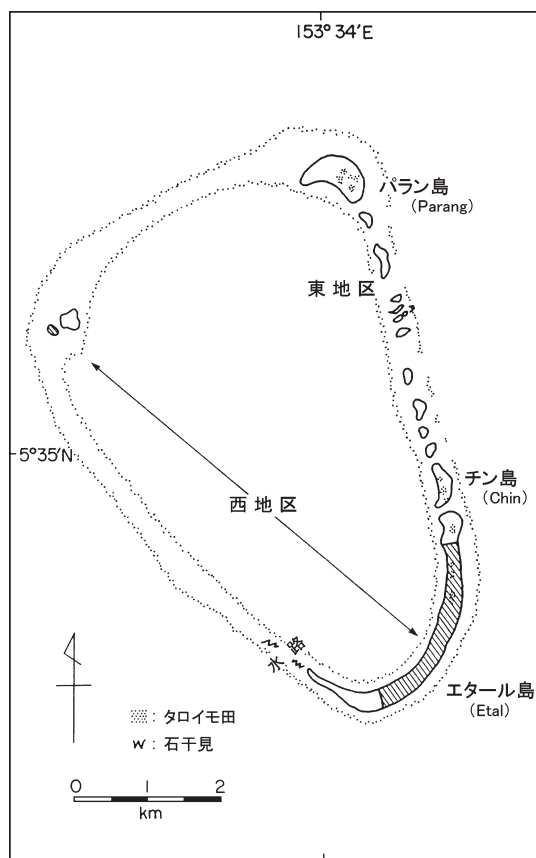
図6 モートロック諸島の地図

(須藤作成)

名をもち、土地所有の単位となる8つの母系クランで構成される。クランは、島への居住の歴史的順位にもとづいて序列化されている。最初に定着したクランの首長が最高位の地位にあり、最高位首長とみなされる。彼は環礁全体に先取権などの特権を保持し、かつ西地区の首長でもある。土地と海に関するこのような優先権は、最高位のクランが後来のクランに土地を配分し支配下においたという政治的な「宗主権」の表現でもある (Nason 1971: 102)。第二位のクランの族長が東地区の首長の地位についている。各クランの族長ないし首長は、クランの土地や屋敷の維持に関する成員の共同作業、クラン所有の石干見漁の管理や共同漁などを指揮する。

3.3.1 漁場と入漁権

エタール島の周辺の海面は、ワ (wa) とセティラプ (setilap) の二つに大別されて



(須藤作成)

図7 エタール島

いる。ワは水深 30 メートルまでの環礁付近や礁湖内の浅礁である。この海域は女性が魚介類を採取したり男性が釜を仕掛けたり、石干見を設置するために重要な漁場である。セティラブは、それ以外の礁湖内の深海である。そこでは、島の男性ならだれでも、底釣りや追い込み漁などを行うことができる。これらの海面に比べ、外海は漁撈活動のうゑで重要視されていない。1年のうち北東の貿易風や強風で海が荒れるので漁ができないからである (Nason 1971: 101)。

ワは小区画に細分されている。これらの区画は、クランないしリネージに保有されていて、排他的に漁業権が行使される。つまり、その区画を保有するクランの成員は、その海面でいかなる漁をも行うことができる。同じクランの男性は、共同で魚を石干見に追い込んだり、漁網を使う追い込み漁をしたり、底釣りをを行う。島には5カ所に石干見があり、その漁獲はクランの首長によってクラン成員全員に配分される。もし、男性が他のクランの石干見の周辺やその区画で底釣りをする場合には、それらの保有クランの許可を得なければならない。そして、漁獲の25～50パーセントを石干見を保有するクランに贈ることが義務となっている。

エタール島の陸と海面を管理する二人の首長は、特定のサンゴ礁の海域を保有し管理している。東地区の首長は1カ所、西地区の首長は2カ所である。この海域は、食糧事情が悪化した時に島の人びとに開放する。また首長は、食糧の枯渇期や高名な長老が死んだ時には海面の1区画にタブーをかける。また、各クランの首長も自分が所有する海面の区画を禁漁にすることができる。このタブーは、海の資源を保護するための規制である。その禁漁区が数か月後に解禁されるときは、そこでとれた魚は島人ないしはクラン成員全員に配分される (Nason 1975)。

エタール環礁の南東10キロメートルに位置するルクノール環礁においても、島周辺の海面の利用に関しては、ほぼエタールと同じ。礁湖内の浅くて海底が砂地の海域は、セティラブと呼ばれ、母系リネージごとに区分けされて所有されている。一方、環礁の両側に落ち込む環礁前面の浅礁は、水深10メートルまでのサンゴ礁域では潜水突き漁やシャコガイを採取する。また、礁湖内の水深10メートルくらいの海域はワンファウコ (*wanfouko*) と呼ばれる釜を仕掛ける漁場でリネージによって排他的に保有されている。石干見漁を行う場所も、個人ではなくクランないしリネージによって所有されている (Mark 1977)。

数年に一度、礁湖に小魚を追ってカツオやマグロの大群が入ってくる。1979年10月に行われた追い込み漁は、首長が法螺貝をふき、すべての成人男性が10枚のココヤシの葉をつなぎ合わせた追い込み用具を持ち寄った。この漁はラロ・アガラップ

(*laro angarap*, 「カツオを囲む葉」)と呼ばれ、その追い込み用具は、首長の指揮のもと6人乗りの6艘のカヌーに積み込まれる。カヌーは2艘が連なって3方向からカツオを取り囲んで島の方へ追いやる。海岸近くにカツオが追い込まれると男性たちはヤスでカツオを突く。この時のみは女性もヤスでカツオをとることが許され、興奮に満ちた漁である。

その日の追い込みで200匹近い漁獲があり、カヌー用に60匹、最後にカツオを追い込んだ海岸を保有するクランに60匹、そして船頭に60匹分配されたという。漁撈中に男性は女性からカツオの贈与を求められると断れない。したがって、島の全家庭に最低1匹のカツオは配分されることになる。現在は、外海で船外機付きモーターボートで、サワラ、スズキ、マグロなどを引き釣りて捕獲し、自家消費している。

3.4 サタワン環礁の海面保有

サタワン環礁には、クツ、モッチュ、ターとサタワンの4つの居住島がある(図6)。これらの4島が環礁上の小島と無人島、およびサンゴ礁の海域を区分して利用している。サタワン島はその環礁の南端に位置し、北東に位置するモッチュ島との間の環礁上のサタワン島から12キロメートル、および西に位置するター島の北側の環礁上に連なる9つの小さな無人島を領有している(図6参照)。無人島には、ココヤシを植栽しコプラ採取のために1週間滞在できる出づくり小屋がある。サタワン社会は10の母系クランとそこから分節した27のリネージで構成されている。このリネージが、土地や海面保有の単位となっている。一つの屋敷地に日常的に住み、生産と消費を行う単位は、祖父母と娘たち、その夫たち、その子供たちからなる母系拡大家族である(須藤1985)。

3.4.1 漁場と入漁権

環礁上の無人島およびサンゴ礁の海域は細分化されてクランないしリネージごとに保有されている。環礁の周辺は、水深1.8メートルまではすべての島人に開放されている。それより深い10メートルくらいまでの海底は釜を仕掛けるスポットでクランないしリネージの保有となっている。その海域への侵犯者にはペナルティが課せられる。この海域は、潜水突き漁、刺し網、追い込み漁などが行われる好漁場である。広大な礁湖内は、通年、底釣りの漁場で誰でも自由に利用できる。しかし、島に近い礁湖の海底は釜を仕掛ける場所として細分され、個人ないしリネージの保有になっている。

この環礁には、7月から10月にかけてアジ類 (*Decapterus* spp.) やグルクマ (*Rastrelliger cangurta*) などが大挙して遊泳し、島の近くに押し寄せることがある。それを集団で追い込む漁法や筌漁の漁獲をリネージや親族に配分する島全体で行う行事がある。

環礁上の無人島や礁原では、海が穏やかな時には、月に2回程度、家族単位で追い込み漁を行う。モーターボートで自分のクランが保有する海域まで出かけ、環礁の礁湖側の礁原で6人から8人の男たちが刺し網に魚を追い込む。礁原に群れをなして遊泳しているニザダイやハギ類を探し、潜水しながら網に追い込む。朝から4時間くらいの漁で300匹の漁獲を得ることができる。底釣りは、数人乗りの手漕ぎカヌーで礁湖内の5キロメートル沖まで出かける。水深30メートル位の海域でタコを餌にテグスを下げる。数十匹の漁獲がある。これらの漁獲は、自家消費のほか、婿のリネージや男性成員の婿入り先の家族に贈る。

3.4.2 筌漁と追い込み漁

サタワン島で注目されるのは、主食であるパンノキの実が豊作な年に、島の成人男性たちがリネージ単位で筌を製作し、礁湖内の自分のスポットに一斉に仕掛ける筌漁である。これは、ワンファウコ (*wanfowko*) とよばれ、「筌 (*wuu*) を引き上げる (*fowko*)」漁で、7月から9月の間3週間にわたって行われる。基本的には、土曜日に筌が引き上げられ、とれた魚はカヌー小屋で食され、親族に配分される。

第1週目は、リネージの筌漁の知識を継承している船頭の指揮のもと、家型の大きな筌 (4メートル×2メートル×1.5メートル) を製作し海に仕掛ける。6人～8人のリネージ成員の男性が2艘のカヌーに分乗して、筌を設置する沖合に漕ぎ出し、船頭の指示する水深5～10メートルにあるリネージ保有のポイントに筌に目印の浮きつけて沈める。第1週目の土曜日は、早朝にカヌーで筌を仕掛けたポイントを探して、重石の付いた木製の鉤を海中に降ろして筌を引き上げ、中から魚を取り出す。筌を再び海底に仕掛けてから、漁獲を積んでリネージのカヌー小屋のある浜辺に帰る。カヌー小屋には、リネージの長老や男性成員たちが待ちかまえており、また出漁した男性の妻、姉妹やその娘達がコンと呼ばれるパンノキの実の食べ物が届けられている。コンはパンノキの実を焼いてから、手杵でついて餅状にした食べ物で「パンモチ」と呼ばれている。

漁獲の分配は、船頭がまず島の最高位首長 (*makkan*) に大きな魚を2～3匹贈る。それから、自分の取り分として数匹程度をとる。その日の漁獲量にもよるが、漁に出

た男性が2匹をとり、長老やリネージの男性たちにも2匹程度わたし、カヌー小屋の前で火を起こして焼いて、コンとともに共食する。共食後、魚はコンを届けた女性たちに贈られ、残りは漁に出た男性と共食に集まった男性たちに分けられる。1982年におこなわれたAリネージの釜漁の漁獲は、第1週目140匹、第2週が200匹、第3週が300匹であったという。

ワンファウコの釜漁は、陸上のパンノキの実の作柄にもよるが、男性がとった魚と女性が料理した食べ物を交換するという慣行である。男性の漁撈活動と女性の食糧生産活動との産物の交換というジェンダーに基づく資源の利用を象徴しているといえよう。古くは、これが行われる3週間は、船頭と漁師たちはカヌー小屋で寝起きし、日没から日の出までの夜は外出が禁止されていた。女性との性関係やバナナやパパイヤなどが禁食になった。現在は、出漁前夜の金曜の夜のみ、男性たちはカヌー小屋で寝ている。

この釜漁のほか、10月から翌年3月にかけて海岸には、種々の魚の大群が押し寄せることがある。多種のアジ類、グルクマ、イトウダイ (*Flammeo samara*) が朝方にかけて、オキアジ (*Uraspis helvolus*) などが夕方にかけて岸に近づく。この際には、男性総出でココヤシの葉で追い込み具をつくり、網に追い込む。また、5月～7月にかけてはモンツキアカヒメジ (*Mulloidichthys* spp.) が干潮時に海岸によるのですくい網で捕獲する。

環礁のサンゴ礁海域での追い込み漁や礁湖での底釣りや釜漁、さらに時期的におし寄せる漁群の捕獲など、サタワン島では多くの漁獲の機会がある。その一方で漁業資源の保護のてだてを講じている。一つは、死者のでたクランでは、葬式に食料を大量に消費するので、その首長は陸だけでなく海面にも禁漁の区域を設定する。禁漁とするサンゴ礁に柱を立て、若いココヤシの葉を結ぶ。この禁漁区で漁をしたものは、「罰金」としココヤシロープ100尋を20玉、ないしはパンダナス製マット20枚を払うことになる。

3.5 オレアイ環礁の海面保有

オレアイ環礁は、ヤップ島の東方675キロメートルに位置し、5つの居住島からなる(図8)。環礁面積48平方キロメートル、陸地面積4.5平方キロメートルである。1993年の人口は800人(2000年は975人)。島社会は複数の母系クランで構成され、最高位のクランの首長が島の資源について責任をもつ。サンゴ礁海域と礁湖の多くは共有であるが、島と環礁付近は小区画に細分されており、その保有権は首長クランと

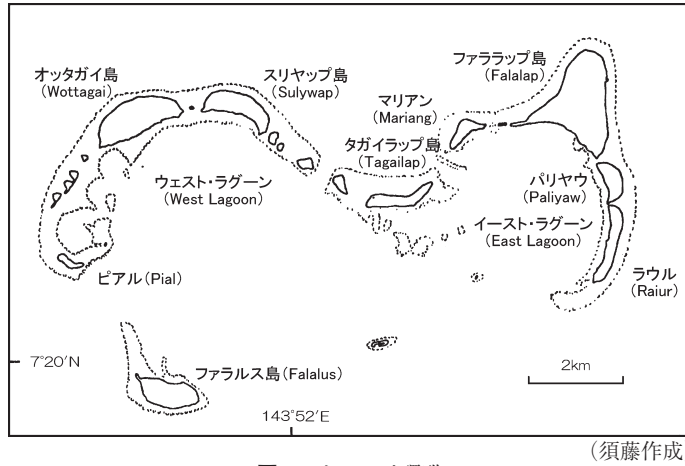


図8 オレアイ環礁

第二位のクランにゆだねられている。首長は、資源の「保護者」としての性格が強く、特定の海域やある種の漁法を規制する権限をもっている。また、葬式後の数か月、特定の漁場利用を禁止することもある。最近は、過剰の漁獲で魚種が少なくなったと感じた時に、首長は特定の海域を禁漁にする。また、オッタガイ島の北側8キロメートルにある暗礁での漁は、帆走カヌーでの一本釣り漁撈のみが許され、モーターボートによる、一本釣りやトローリングは禁止される。

オレアイ環礁では、現在、主に7種類の漁法が行われている。ヤス突き漁、引き釣り（トローリング）漁、底釣り漁、筌漁、一本釣り漁、追い込み漁、そして採集である。ヤスによる潜水突き漁は最も簡単に行われる漁法であるが、漁獲が減少すると首長は夜間の漁を禁止する。1989年からの1年間は、夜の突き漁が禁止されたという。引き釣り漁は、モーターボートで擬餌針を引き回す漁で、サワラ、スズキ、キハダマダゴ、カツオ (*Katsuwonus pelamis*) などの外洋の回遊魚を釣りあげる。

筌漁は3種ある。一つは、筌を流木にくくりつけて流木に群がるアジなどの魚を捕獲する漁法である。二つ目は、北東の貿易風が吹く10月から3月にかけて波が静かな時に礁湖内に設置し、2日おきに引き上げて漁獲する。三つ目は、モンツキアカヒメジなどが水深1メートル～2メートルの海岸に近づくと、カニをつぶした餌を筌の中に入れて魚を誘導する漁法である。この中で、二つ目の筌漁は、筌を仕掛けるポイントが首長クラン成員のみに占有されている。また、追い込み漁にも2種あり、一つはロープ (*roop*) と呼ばれる漁法である。特定の礁原で40名くらいの男性が長さ200メートルのロープの目にココヤシの葉をつけた高さ1メートルの追い込具で魚を

網に追い込む漁法である。もう一つは、裾礁の外側の海域で数十人の男たちが輪をつくって海面を叩き、魚を脅して石や岩礁に追い込み、潜水してヤスで射る漁法である。ロープ漁では、平均 2,000 匹のサンゴ礁の魚が捕獲され、首長が慣行に従って島人すべてに分配する (Smith and Dalzell 1993)。

これらの海域においては、礁湖の大部分は共有であるが、特定の海域を小区画に細分化し特定の親族集団がその区画を保有し、利用する権利を行使できる様式をみだしている。そして、最高位の親族集団のリーダーが島社会の首長となり、資源の「保護者」として、漁業資源の保護のために禁漁区を設定し、特殊の漁法と漁場への接近を禁止する権限を行使する。葬式や祭宴などで大量の魚類を消費すると、その回復のために数ヶ月にわたり禁漁区を設定し、侵犯者にペナルティを課すなどの慣行によって島人に遵守させる。

本章で述べた 5 島の海面利用の特徴は、環礁が囲む礁湖の深海部分は共有であるが、沿岸に近い礁湖や環礁付近の礁原やサンゴ礁域は小区画に分割され、親族集団の保有ないしは管理下に置かれていることである。これらの社会では、最高位の首長が環礁全体の海面利用に責任をもち、特定の漁場を禁漁区に設定し、またある期間の漁撈を規制する権限を行使する。この規制は、漁業資源の保護につながることから、首長は海面利用の「管理人」としての性格が強い。

4 ヤップ島の海面保有

ヤップ島は面積 100 平方キロメートルの火山島で、島の周辺を囲む礁湖の面積を加えると約 400 平方キロメートルである。1980 年の人口は 6,670 人¹⁴⁾で、行政上、10 管区、約 100 の村落で構成される (図 9)。西欧人との接触および日本統治により病気感染などで人口は 1940 年には約 4,000 人に激減したが、19 世初頭の人口は 30,000 人と推定されている (Marksburry 1979: 30)。これは無住の家の基壇数に基づく推定である。

ヤップ社会で土地を所有する伝統的な社会集団は、タビナウ (*tabinaw*, 「一つの土地」) と呼ばれる父系的なりニージである。婚後居住が夫方居住により、日常的な居住集団は父系大家族である。家族は石積みの基壇の上に家を建てて住む。ヤップの人びとは「人が首長なのではなく、土地 (基壇)こそが首長だ」と説明する。その基壇はダイフ (*dayif*) と呼ばれ、人びとの社会的な地位や職能、陸海の資源を「保有する」と考えられている (牛島 1982; 1987)。これは、ヤップの人びとがダイフを相続・継

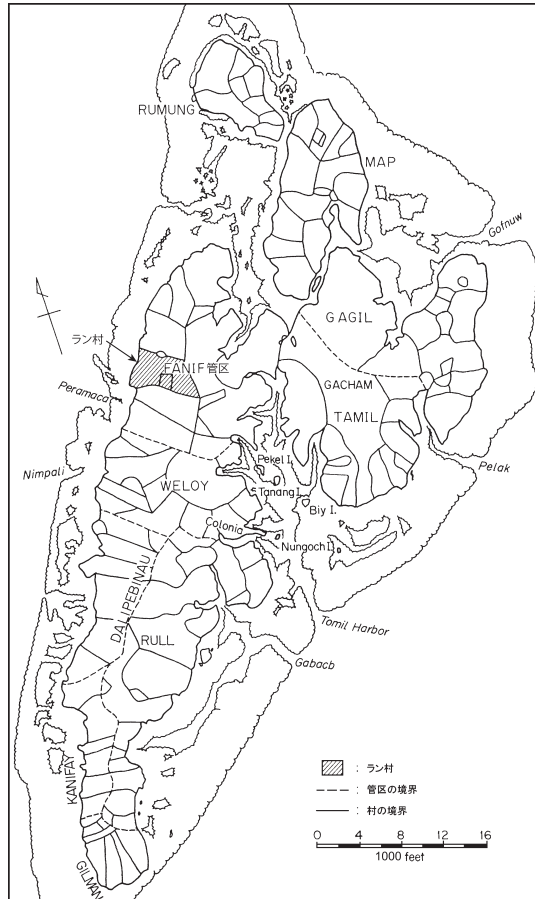


図9 ヤップ島 (Lingenfelter 1975 を修正)

承することによってのみ、社会的地位を獲得し、ヤップで生活することが可能となることを意味している。このしくみについて、シュナイダーは「エステート」と名付け (Schneider 1974)、また、リングエンフェルターらは「土地付きエステート」と概念規定した (Lingenfelter 1975; Labby 1976)。

4.1 家の基壇と村落組織

家族の動産・不動産とみなされるものはふつう、屋敷地、複数の家屋、いくつかのタロイモ田 (*maut*)、ヤムイモ畑 (*milay*)、ココヤシ林 (*niw*)、山 (*tayid*)、森 (*egaragar*)、礁湖内の区画 (*daay*) と石干見 (*ech*) である。父系家族の最年長の男性、つまり家長は「祖先の声を話す」と言われ家を代表し、それらの財を保持し管理する

責任をもつ。前述したようにヤップでは、これらの家財は人ではなく家の基壇（ダイフ）に付属していると考えられている（Mahoney 1958）。その基壇は、序列化されており、村社会における個人および家の政治・社会的な地位を決める根拠となる。村長、首長、若者頭などの地位は、特定の基壇の上に家を建てて住んでいる家長（最上世代・最年長男性）によって担われるのである。

村落社会は、家長たちが村落会議を組織する。各村落には、三つの特別な役職が設けられている。「儀礼首長」、「村の首長」、そして「若者の首長」である。この首長たちによって運営される村落会議が決定機関であり、村の法的権威をもつ。

儀礼首長は長老で、伝統的な知識や慣行に精通し、キリスト教の信者が増える50年前前までは村の宗教儀礼の司祭者であった。村の首長は、実際の村長として村の秩序を維持し、社会を統治する責任者であり、かつ陸や海の資源の利用を管理する経済的なリーダーでもある。若者首長、つまり若者頭は、村落会議の決定を聞き、村人に周知したり、他村へメッセージなどを届ける役を受けもつ。これらの首長は、最高位の家族（父系リニージ）の族長たちで、村の草分け筋の家族の家長でもあり、村社会の政治において絶大なる権力を保持している。

その他、村社会の諸活動を取り仕切る役職や職能が設けられている。これらの地位は、首長位から見れば劣位である。その役職は、「畑作の指導者」、「網漁の指導者」、「松明漁の指導者」、「呪術の専門家」など、特定の知識と技術を要する活動を指揮する役割を担う。また、網漁や松明漁の役職は、呪術者の支援のもとに実行されたという。これらの指導者と呪術者の地位も特定のダイフに付随している。さらに、村落には、種々の行為や活動を監督する役職もある。例えば、タロイモ田の監督者、礁湖の監督者、漁業の監督者などである。これらの地位もダイフに付属している。

4.2 ラン村の漁撈活動

ラン（Raan）村は、ヤップ島の西北部の海岸にあり、ファニフ（Fanif）管区に属す。村は南北800メートル、沖の裾礁までは1キロメートルあり、礁湖と礁原がのびている。1977年には6父系拡大家族、人口28名であった。村には52基の無住ないし崩壊した基壇があり、わずか5基壇だけに家が建ち、家族成員が住んでいる（早川1982）。長老の話では、20世紀初めには、30基壇に家が建っており、人口も200人近かったという。

ヤップ島の海岸線と礁湖は、隣村との川などの境界によって沖合までまっすぐに仕切られる。水面は4つに大別される。エイ（ey）、ラヤム（rayém）、ナー（náá）とリー

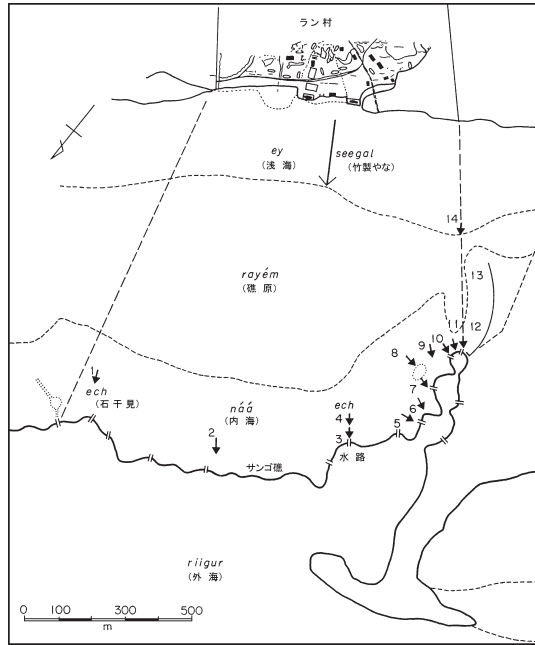


図10 ラン村の石干見等の設置場所 (早川 1982)

グル (riigur) である (図 10)。それぞれ、泥地の浅海、礁原、裾礁の内海、そして外海である。エイは海岸沿いにマングローブが生えている泥地とその沖合の砂地の海面で干潮時には干上がる。この海域は個人ないし家族成員が手網や押し網で魚をすくう場所である。とれる魚は、おもにベラ、スズメダイ (Pomacentridae) やブダイ (Labridae) である。また、刺し網を仕掛けて魚を追い込んで、ブダイ、ヒメジ、ベラ類などを捕獲する。エイからラヤムにかけて 2~3 家族が共同して竹製のえり (seegal) を設ける。岸から沖へ向かって設置される 150 メートルの導入部がえりの先端部に設けた袋小路へと伸びる。満潮時に磯に来た魚を干潮時に沖に帰る際にこのえりに誘導して捕獲するのである。海が穏やかになる乾季 (6 月~10 月) に行われる漁である。捕獲魚種は、ヒメジやブダイなどである (早川 1982)。

ラヤムは干潮時でも海水がある海域で、家族単位で刺し網漁や釜漁を行う漁場である。砂地の海域では刺し網を仕掛けて、魚を待ち伏せ網にかかった魚をヤスで突く。食用の魚をとるために刺し網を仕掛けて魚を追い込んでとることが多い。捕れる主な魚類はアイゴ、ブダイ、ヒメジ、ベラ類、フエダイなどである。また、竹製の家形や蒲鉾型の釜も仕掛けられる。ラヤムの砂地の岩のそばに潮流とは逆に入口をおき、入

り口をサンゴ礫で覆って魚を導入する。ヒメジ類が捕獲対象である。

ナーは、波が打ち寄せる裾礁の陸地側の海域で、サンゴ礁が広がり外海につながる大小の水路や裂け目があり多くの魚が生息する。1950年代までは、村人は共同で追い込み漁を「網漁の指導者」の指揮のもとで行い、またエチ (*ech*) とよばれる石干見をつくっていた。この海域は小区画に分割されて家族ごとに保有され、石干見はその区画内に仕掛けられる (図 10, 表 2)。外海へ通ずる魚の通り道の付近に 13 カ所の石干見を設置する場所がある。追い込み漁や石干見やこの海域の刺し網漁で捕獲される主な魚は、タイ類、ヒメジ、ブダイ類、フェダイ、カワハギ類 (*Monacanthidae*)、ボラ (*Mugilidae*) などである (早川 1982: 150–154; 牛島 1982: 55–58)。

ラン村では、この石干見は現在積極的に使用されていないが、その区画は今でも確認され、老人たちが筏で漁に出かけては刺し網やヤスなどで魚をとっている。また若者たちは、この海域から裾礁の外側で潜水突き漁や集団で追い込み漁を行い、漁獲を販売する者もいる。裾礁の外側のリーグル (*riigur*) と呼ばれる外海での漁は、村全体の取り組みとなり「漁の指導者」の監督下にあった。彼は漁業の知識に精通し、技術にもたけており、また呪術者でもある。

外海の典型的な伝統漁撈には、おもに 2 種類ある。一つはマガル (*mangal*) と呼ばれるトビウオ漁でもう一つはアシン (*athing*) と呼ばれる追い込み漁である。トビウオ (*Exocoetidae*) を捕獲する漁は、南西の風が吹く 6 月から 7 月に行われる。15 人の男性が夜、カヌーに乗り込み、そのうち二人が松明をもち、他の男たちは手網をもってたいまつに飛び込んでくるトビウオを掬う漁法である。アシン漁は、長さ 30 メートル、深さ 3 メートルの刺し網で魚を取り囲む漁法である。32 名の男性が 2 艘のカヌーに乗り、2 艘のカヌーの間に網を張り、網を円形にして狭めながら魚を囲んで捕獲する漁法である (杉浦 1939)。外海の漁法は、太平洋戦争中にヤップに駐留した日本軍がカヌーを没収・破壊したために、行えなくなったという。

現在、ラン村では、船外機付きモーターボートによって、外海でトロリングを行いマグロ、サワラ、スズキ、カツオなどの大型回遊魚を釣りあげて自宅や小売店で販売している。一般には、自家消費のために家族ごとに裾礁より内側の海面で突き漁や刺し網漁を行っている。

4.3 漁場と入漁権

ヤップ島の各村落の海岸の海面はマダーイ (*madaay*) と呼ばれ、「村の海の土地」を意味し、村の所有となっている。外部者はこの海域での漁撈を禁止される。もし、

表2 ラン村の石干見の所有者

石干見の名称	屋敷名	所有者
1. Funagil	Bileganow	Mangabachan*
2. Girey	Biléaaw	Lubunow
3. Kókó	Bilemire	Funuo*
4. Efaal	Bilemire	Funuo*
5. Pumuri	Fiitééch	Gimen
6. Kadday	Elaal	Waath*
7. Rayi	Daney	Falawath
8. Fiitlangith	Tayib	Mangabachan*
9. Wolmúw	Daney	Funuo*
10. Tabuuy	Daney	Waath*
11. Funamayib	Funaamathaw	Mangabachan*
12. Fiitrow	Gelbuch	Waath*
13. Dorach	Fiitedoo	Waath*
14. Peey	Fiitedoo	Waath*

註：* ラン村居住者

村に家の基壇（ダイフ）を持っていないものがこの村の海面で魚をとり、その現場で捕捉されたら漁獲と漁具のすべてを没収される。2008年の筆者の調査中に、G村の漁場に侵入して魚を取っていた他村の若者のモーターボートが没収され、G村の首長に石貨を代償に返却してもらう事件があった。ラン村ではいくつかの高位の家族がマダーイを「所有」し、裾礁内の漁場を監督する。入漁権はいくつにも区分けされて家の基壇に割り当てられており、漁法についても細かく決められている。

漁場と漁法に責任をもつ二つの役職がある。一つは「村の海の監督者」(*suon e madaay*) もう一つは前述した「漁撈の管理者」(*suon e fita*) である。前者にはさらに二つの職能があり、エイ（海岸寄りの海）の管理者とラヤム（礁原）の管理者である。エイの管理者は村で最高位の基壇、ラヤムの監督者は村で第二位の基壇にそれぞれ割り当てられる。海面を管理するこの二つの職能が、村の最高位の地位に付属していることは、沿岸の漁資源の利用と消費に関する重要性をあらわしている。

エイとラヤムの海面での漁撈はすべての村人に許されている。しかし、刺し網、釜、えりによる漁撈は、海の監督者のみに許される。村人がその海面で刺し網などの魚取りをする場合には、漁撈を始める前に海の監督者から許しをもらう必要がある。そして、漁獲物の一部を彼に贈ることが義務になっている。

ナー（裾礁付近の海面）で石干見のスポット以外の漁場での漁撈は村人に認められている。しかし、石干見で漁獲をする権利は、特定の家族が保持している。この家族

成員は、石干見をつくることができる。ラン村には現在使われていない石干見が14カ所にある。今日、これらの14の石干見のスポットは6家族に保有されている。複数の家族はいくつかの石干見を保有しているが、元来は1家族がその基壇に属する1つの石干見を所有することになっていた。しかし、日本統治時代（1914～1945年）の人口激減で、家長が相続者のいない親族から石干見の付属する基壇を贈与される事態が多発したために一人の家長が複数の石干見スポットを保有することになったのである。

具体例を見ると、表2の石干見の所有者ワース（Waath）は5か所の石干見を保有するが、彼自身の石干見は1か所（6.Kadaay）である。その石干見が付属するワース所有のエラール（Elaal）と呼ばれる基壇は、「外海の漁撈の呪術師」の職能と結びつくので、ワースは日本時代にその責任を果たしていた。マガバチャン（Mangabachan）の場合、3つの石干見を保有している。フィートランギス（Fiitlangith、表2.8）と呼ばれる石干見は、「漁撈の管理者」を輩出するタイプ（Tayib）の基壇に帰属している。

ラン村には石干見を所有していない家族がある一方で、他村に住む家族がこの村の石干見を保有する例もある。それは、ラン村の祖先がその基壇を他村の親族に贈与したからである。逆に、この村の住民が他村に石干見を持っている者もいる。このように、人口減少が要因で石干見の所有形態は錯綜してきている。しかし、石干見が設置されていた周辺は今でも重要な漁場であり、このナー海域の保有と管理に対する伝統的な権利は、ラン村の人びとによって明確に認知され、活用されている。

ラン村には、個人ないし家族レベルと集団ないし村レベルの二通りの漁撈活動が行われてきた。礁湖での小規模な手網による漁法で得られた魚は漁獲者自身のものでその家族で消費される。また、石干見での漁獲もその所有者の家族のものである。しかし、礁湖で村の男性総出の集団漁は「漁撈の管理者」が指揮し、その漁獲を分配する。彼は大きな魚を分け前としてとる特権がある。特定の魚は村長にも贈られる。集団漁の参加者は、均分に魚の配分を受けることになる。竹製のえりや釜を仕掛けてとれた魚の3匹程度は、村長に贈ることが強いられる。

外海の集団漁の伝統的分配法は、礁湖の方法とは異なる。前述したようにトビウオ漁と追い込み漁は、双方とも呪術的な力をもつ「漁撈首長」によって指揮される。彼は漁獲の分配にも責任をもち、とれた魚を海岸に建つ男子集会所の前に並べて、二つに分割する。一つの列の魚は村長と村の首長たちの取り分、もう一つは漁撈参加者の分で均等に分配される。この際、漁撈首長は、自分の職権の分け前として大きな魚を取ることができる。村長が受け取った漁獲は、漁に出なかった村人に再分配するが、

村人は魚と交換に石貨を村長に贈る。その石貨は村人共有のものとなり、男子集会所の前におかれる（杉浦 1939）。

これまで述べてきたように、ヤップ社会の海面利用は裾礁内の礁湖や礁原の多くの部分は村人の共有であるが、好漁場における資源獲得に対する権利が家族のランクにしたがって複雑に割り当てられている。まず、海の資源を管理するうえで3種の権威が存在する。最高位の「村長」は海面全域に対して海面利用を管理する権限をもち、集団漁と釜漁の漁獲を優先的に贈与される。次が、「漁業管理者」で、外海の集団漁を行う際に儀礼的に呪術的力を行行使し、実際の漁撈においても指揮・監督する。その職能に対して、漁獲の一部を受け取る権利がある。第3位が「漁撈の責任者」で礁湖内の漁撈の集団漁を指揮し、資源を管理する責任をもつことで、漁獲の特別の分け前を受け取る権利がある。これら、3者の「地位」と「職能」は、特定の家のダイフ（基壇）に付属している。これは、口頭伝承で伝えられる土地や海の資源に関する権利と義務の記憶を石の構築物に固定化する方法である。

5 ウルシー環礁とチューク諸島の海面保有

ウルシー環礁は、ヤップ島の東160キロメートルに位置し、30の島からなり、総陸地面積は10平方キロメートルである。人が居住する島は5島で1980年の人口は710人であったが、1994年には1,016人まで増加した。しかし、2000年には多くの人々がヤップ島や海外へ移住したために人口は773人に減じた（Yap Branch Statistic Office 2002）。ウルシー環礁は、ヤップ島とサタワル島などその東方離島を社会・政治的につなぐ重要な役割を担う高位の島である（図1）。それは、離島からヤップへの朝貢航海を指示ないし指揮し、離島からの織物、マット、ココヤシロープ、貝の装飾品などを集積してヤップの特定村落の高位家長に届ける仲介役をしてきた。この航海は、日本統治時代に禁止されたが、離島とウルシー環礁とヤップ島をつなぐ関係は今でも存続している¹⁵⁾。ウルシー環礁のファララップ環礁には、離島の行政事務所がおかれ、またヤップ離島高等学校が設置されており、離島からの約300人の生徒が全寮制の生活を送っている。

チューク（旧トラック）諸島は、長経64キロメートルの堡礁に囲まれた礁湖に散在する多くの火山島群よりなる。14島に人が居住しており、諸島の総面積は約330平方キロメートル、1980年の諸島人口は約26,000人である¹⁶⁾。チュークは、ミクロネシアの火山島で、グアムを除くと最も人口圧が高く、農耕に適した平坦地が少ない島

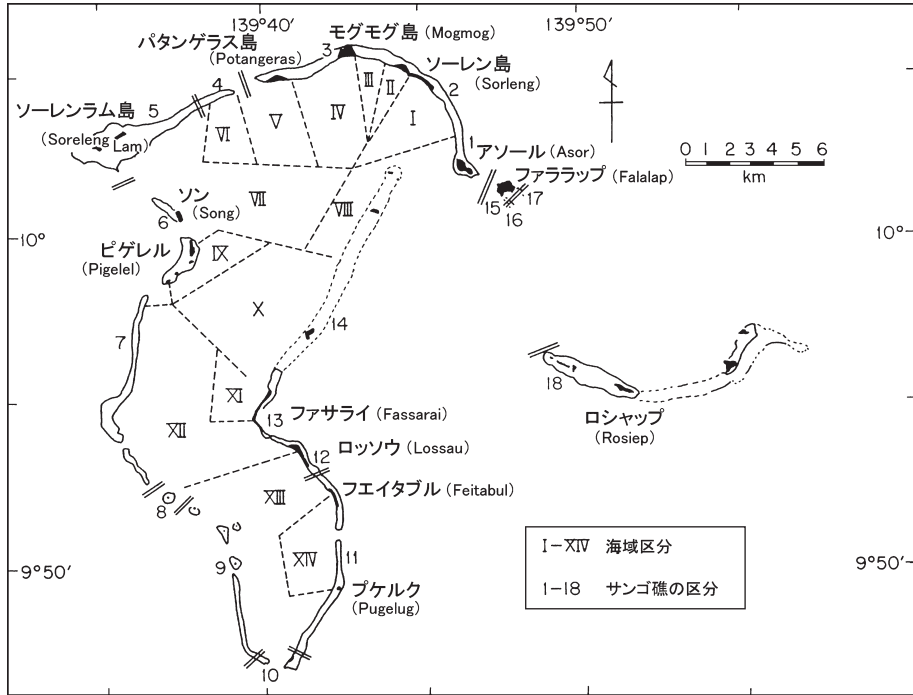


図 11 ウルシー環礁の礁湖とサンゴ礁の区分 (Ushijima 1982 を修正)

である。2010 年現在、グアム島やハワイなどアメリカへ移住ないし出稼ぎに出ているチューク人は 15,000 人とチュークの統計局の役人は推定している。

5.1 ウルシー環礁の海面保有

ウルシー社会は、政治的に 8 地区に分割され、その地区は序列化されており、モグモグ管区が最上位である。各島社会は序列化された 5～6 の母系クランで構成され、土地所有などの単位は母系リネージである。したがって、モグモグ島の最高位のクランの首長がウルシー環礁全体の最高位首長としての地位に就く。この最高位首長が、環礁全体に対して支配権ないし管轄権を保持する。そして、各地区のサンゴ礁、礁湖や小島などに対する海面の管理権を地区ないし島の首長に割り当てる。つまり、各地区の首長は、最高位首長の代理人として当該地区の漁業資源を管理するのである (Lessa 1950; 1960; Ushijima 1982)。

ウルシー環礁の礁湖と環礁付近の海面はいくつかに区割りされている。礁湖内が 14 区画、環礁上のサンゴ礁が 18 区画である (図 11, 表 3)。これらの区画は、その

表3 ウルシー環礁の礁湖とサンゴ礁区域

クラン名	島	サンゴ礁	礁湖
Rigipa	Falalap	15	—
Falchugoi	Falalap	16	—
Falkel	Falalap	17	—
Bogatlaplap	Rosiep	18	—
Efan	Asor	1	VIII
Lugalap	Sorleng	2, 5	—
Maifan	Sorleng	—	I
Maiyor	Sorleng	—	II
Fashilith & Numurui	Mogmog	3	IV, V
Falmay	Mogmog	—	III
Fashilith ¹⁾	Mogmog	4, 6	VI, VII, IX
Muroch	Mangejang	7, 9, 11, 14	X
Lebogat	Fassarai	8, 13	XII
Tauefan	Fassarai	—	XII
Fachal	Lossau	10, 12	XIII
Ligafaly	Lossau	—	XIV

註：1) 最高位首長のクラン

地区の首長クランによって管理されている。例えば、モグモグの最高位首長クランのファシリス（Fashilith）は、VI, VII, IXの礁湖区画と4と6のサンゴ礁区画を、最高位首長の命令を全島に伝達する役の代理首長クランのヌムルイ（Numurui）は、IVとVの礁湖区画と3のサンゴ礁区画をそれぞれ保持している。これらの海域は水路に近く好漁場である。各島のクラン成員は自分の地区の首長が管理する区画の漁場で自由に漁撈することができる。主な漁法は、潜水突き漁底釣りや礁湖や環礁外の外海での船外機付きモーターボートによるトロリングである。島の近くでは、潜水突き漁、刺し網漁や追い込み漁が行われる。

モグモグ島の最高位首長はファシリスクランの首長で、彼の指示のもと、環礁のすべての首長たちを統括するのはモグモグ島の第二位のヌルムイクランの首長である。各島々の首長は、自分に割り当てられた礁湖、環礁上の島や裾礁周辺の海面の資源利用について責任をもつ。その首長の地位に対しては、島の男性から引き釣りや追い込みなどの漁獲物の一部が「首長の分け前」として贈られる（牛島1987:292）。さらに、モグモグの最高位首長に、各島の首長は定期的に島の様子、タロイモやパンノキの実などの出来や漁撈による漁獲状況などを報告する義務がある。さらに、引き釣りなどでれたその年最初の魚や特別の種類的大型魚とアオウミガメを貢納しなければならない。貢納される魚は、エンペラー、スジアラ、カスマアジ（*Caranx melampygus*）、レ

インボーフィッシュ (*Coris aygula*) などで大きくて稀にしか漁獲されない魚である。

島の人びとは年最初の漁獲を最高位首長に貢納するまではその魚を食すことができないといわれる (Lessa1966; Akimichi and Sauchoman 1982)。この貢納された魚とカメは、モグモグ島のすべてのリニージ成員に儀礼的に分配される。もしこれらの魚が捕獲されたにもかかわらず最高位首長に贈られない場合、その島の一切の海面利用権は没収される。このように、ウルシー環礁の海面保有と利用は、最高位首長—島の首長—島民という管理序列によって行使されている。

5.2 チューク諸島の海面保有

チュークの島社会はいくつかの地区と村に分かれ、村落社会は母系クランで構成されている。戦後の急激な人口の増加により土地所有集団は分節化、つまり兄弟姉妹単位に小集団化して母系家族で構成される。チューク社会は、伝統的に島や地域や村落ごとの独立性が強く、また村落社会を統括するリーダーの統率力も強くない、分散型の社会構造を特徴としてきた (Goodenough 1951; 須藤 1985: 908–918)。つまり、村落や島全体を束ねて統括する政治体制が確立されてこなかった。

島周辺の礁湖内の海面は、ウオンマーマウ (*woonmaamaaw*) と呼ばれる礁池・礁原、ウーチ (*wooch*) と呼ばれる裾礁外面と浅礁、そして深海 (*mesaaraw*) である。多くの島の周辺には裾礁が発達しておらず、浅い礁池で魚とりをする権利は村人すべてに開放されている。チュークでは、女性が礁池での漁撈、男性が農耕という分業が慣行である。女性は数人で手網みをもって輪をつくり、アジなどの回遊魚やベラなどのサンゴ礁の魚をすくう。

礁原から浅礁にかけてのウーチ海域が重要な漁場であり、固有名をもった小区画に細分化されている。その区画は、特定のリニージによって保有され管理されている。したがって、裾礁外面の浅礁での漁撈は、その海域の区画を保有するリニージ成員のみが行う。成人男性は、潜水して水中銃や追い込みの刺し網で魚を捕獲する。他のリニージの漁場を利用する場合は、許可を得たうえで漁を行い、漁獲の一部を贈らなければならない。

広大な堡礁上にある無人島やサンゴ礁もリニージごとの保有となっている。大きな無人島にはココヤシが植栽され、コブラ生産用の小屋も建てられている。結婚式や葬式など、大量の魚が必要な時、あるいは販売を目的とする場合はモーターボートでその島に出かけて漁撈をする。堡礁付近の海域は豊かな漁場である。島で魚が必要な時に利用するための「魚の貯蔵庫」として位置づけられている。また、礁湖内の深海や

環礁外での漁撈は島の人びとが自由に行うことができ、船外機付きモーターボートによるトローリングでマグロ、サワラ、スズキなどを釣りあげる。

チューク諸島では近年、廃車の沿岸や海洋放置などによる環境汚染や人口圧の要因で礁湖内の島の裾礁付近での漁獲は減少しており、魚を入手するには、州都だけでなく農村部でも店ないし売り歩く若者から購入する機会が増えている。このような、漁業資源の枯渇化にたいして、多くの首長は母系クランのリーダーとして自分の漁場の管理を行うのみで、島社会全体の資源保護に関しては無関心である。また、州政府の漁業局も沿岸の漁業資源の保護や管理に対する計画作成やその実践にも積極的とはいえない。

ウルシー環礁とチューク諸島は、礁原、環礁、堡礁付近の海面を分割し、各区画を母系出自集団（クランないしリニージ）が保有する形態をつくりだしている。海面を保有する集団成員以外の海面利用は、許可制と漁獲の一部の献上ということになる。しかし、海面の資源管理の面では、ウルシーでは最高位首長が海域全体の漁獲などに責任をもっているが、チューク社会は、島全体を統括する伝統首長は存在せず、各母系集団の首長が海面管理を行っている。

6 分析と考察

ミクロネシアの個別社会の海面利用に関する調査研究とそれに基づく資料は十分に整っている状況ではないが、本論では、ミクロネシアの11社会の海面保有と海洋資源の利用と管理の慣行について筆者の調査資料と文献資料に基づいて記述してきた。その結果、海面保有のいくつかの方式と海面利用の多様な形態が存在することが明らかになった。筆者は、海洋資源の保有単位と漁場利用の権利に焦点を当てて、4つのグループに分けて詳述した。

グループAは島や村などの共同体保有、つまり島や沿岸の住民が地先の海面を排他的に利用するローカル・コモンズ的な利用形態、グループBは共同体が多くの海面を保有するがその一部漁場を親族集団が占有する形態、グループCは共同体保有を基本とするが家族が特定漁場を占有する形態、そしてグループDは、海面を細分化して親族集団がそれを保有・利用する形態である。このような保有形態が、地形・生態学的条件、漁場利用、漁場へのアクセス権、資源の管理・保護の主体等とどのように関連しているのかについて表4を参考に検討してみることにする。

表4は、11の島の地形と・生態学的条件、海面利用、海面の保有単位と土地所有

表4 ミクロネシアの海面保有

	島	海面の利用			海面保有 単位	土地所 有単位	海面保有タイプ	管理者
		礁湖	裾・堡礁	外洋				
1.	サタワル (re.)	—	++	+	co.	ma-li.	グループ A 共有	海の首長
2.	パラオ (vo.)	++	—	—	co.	ma-li.		村落会議
3.	ポーンパイ (vo.)	++	—	—	co.	ma-li.		最高位首長(王)
4.	ウルル (at.)	++	+	—	co. & cl.	ma-li.	グループ B 共有, 一部親族集 団保有	最高位首長
5.	マーシャル (at., re.)	++	++	—	co. & cl.	ma-li.		最高位首長
6.	エタール (at.)	++	++	—	co. & cl.	ma-li.		最高位首長
7.	サタワン (at.)	++	++	—	co. & cl.	ma-li.		最高位首長
8.	オレアイ (at.)	++	++	+	co. & cl.	ma-li.		最高位首長
9.	ヤップ (vo.)	++	+	+	co. & fa.	pa-fa.	グループ C 共有, 一部家族保有	村長, 漁労の首 長, 海の首長
10.	ウルシー (at.)	++	++	—	cl.	ma-li.	グループ D 親族集団保有	最高位首長
11.	チューク (vo.)	++	++	—	cl.	ma-li.		最高位首長

註：

vo. = 火山島 重要度： co. = 村ないし共同体 ma-li. = 母系リネージ
re. = 隆起サンゴ礁 一次的 = ++ cl. = 親族集団・クラン pa-fa. = 父系拡大家族
at. = 環礁 二次的 = + fa. = 家族
消極的 = —

の関連性、漁業資源の管理者について整理したものである。生態学的条件に関しては、島に連なってサンゴ礁がのびている点、および島の周辺の海面を、礁池・礁湖、裾礁・堡礁、そして外海に3類別している点でほぼ共通する。一方で、島が火山島で外海を防波堤の様な堡礁で囲まれ深い礁湖をもつ島、隆起サンゴ礁島で島に接して礁原と浅い礁池を囲む裾礁をもつ島、そして環礁島で礁の中に島がなく礁湖を取り囲むようにサンゴ礁と島が連なる島、の三つに大別される。

6.1 島の地形と海面利用

島の地形と海面利用についてまとめてみよう。火山島、隆起サンゴ礁島、環礁島に

おける礁池・礁原・礁湖・裾礁・堡礁などの海域や外海などの海面利用の様式は、島ごとに多様である。堡礁を防波堤として広くて深い礁湖に囲まれている火山島では、礁湖を最も重要な漁場として利用しており、パラオ、ポーンベイ、チュークがこれに当てはまる。水深が深い礁湖をもたないが裾礁に囲まれた広い礁池をもつヤップ島は、礁池が恵まれた漁場となっている。それに対し、島と裾礁の間が狭くて、干潮時に干上がる礁池で囲まれた隆起サンゴ礁島は、礁池での漁獲は望めない。これにあたるサタワル島は、島に接する裾礁付近の海域での漁撈活動とともに島から離れた暗礁や無人島での漁業資源を最大限に利用する。

環礁島は、礁湖と島に接している礁池の双方を漁場として利用する。とりわけ、礁湖の底釣りだけでなく、海底を活用し笠漁を盛んに行ってきたのは、環礁島のオレアイやモートロック諸島のエタル、ルクノールやサタワンなどである。また、外海を回遊する魚種を対象に伝統漁法を駆使し外海での漁撈を行ってきたのはヤップ、サタワルとオレアイである。特にサタワルは、今日でも伝統的な帆走カヌーによって暗礁でマグロやカツオなどの回遊魚の一本釣りと無人島へ航海してカメの捕獲を行っている。1970年代以降、すべての島で船外機付きグラスファイバー製ボートを導入し、外海での引き釣り漁撈が一般化し、大型回遊性の魚類を釣りあげている。しかし、船外機付きボートによる出漁は燃料購入の必要があり、離島においては常時の漁撈活動で行われることはない。

6.2 漁場へのアクセス権

ミクロネシアの伝統漁法は、サンゴ礁海域に生息する魚介類、ウミガメ、回遊する大型魚類の漁獲を主な対象としている。その捕獲のために漁撈を行う海面利用の権利、つまり漁場へのアクセス権について考察する。すべての社会においては、個人が何らかの社会集団の成員としての地位をもつことによって漁場の利用が可能である点では共通している。そのアクセス権を保障する社会集団は、島や村などの共同体から、出自（親族）集団、家族までと多様な形態を示している。

まず、島社会あるいは村落社会の成員であることにより、島や社会が保有管理するすべての海面に自由に入漁して漁撈活動を行うことを認めている社会をあげることができる。このコモنز的性格の強い海面利用が見られるのは、火山島のパラオとポーンベイと隆起サンゴ礁島のサタワル島である。ただし、サタワル島は島周辺の特定の漁場を禁漁区に設定し、その資源を共同漁によって利用する。上記以外の多くの社会は、親族集団成員であることによって、個人の漁場使用を認めている。ヤップを除く

とその親族集団は母系出自にもとづいて編成されている点は興味深い。それらの、母系クランや母系リニージなどの出自集団や家族が序列化されており、集団間のランクが海面利用にも反映されている。

島の第一位ないし高位の家族・親族集団（母系クラン）が特定の海域を占有し、その成員のみがその漁場での漁撈活動が許される社会がある。火山島のヤップと環礁島のウルル、オレアイ、エタール、マーシャルに見られる。ヤップ島は、高位の家族に釜や石干見を設置する場所が割り当てられている。ウルル、オレアイ、エタール、マーシャルでは、島の第一位の首長を出している親族集団が特定の海域を占有し、島に漁業資源が枯渇した時にそこを開放して得られた漁獲物を島の人びとに均等に配分する。一方、親族集団が海域を分割占有する例もある。ウルシーは、環礁や礁湖を区分し、親族集団単位にその利用を割り当てている。また、堡礁で囲まれた火山島からなるチュークは島に連なる礁池、および堡礁と無人島を親族集団ごとに細分化し、集団成員がその漁場で漁撈活動を行う。モートロックの環礁島のサタワンやルクノールでは、礁湖の海底の特定の場所を「釜の設置」ポイントとして親族集団の占有としている。

以上で見たことから、資源へのアクセス権に関しては、島の地形やサンゴ礁の形態とあまり関連していないといえよう。顕著な例は、ローカル・コモンズの方式を行っている島においてみられる。それは、広大な礁湖をもつ火山島のパラオとポーンペイを一方の極に、狭くて浅い礁池しかない小さな隆起サンゴ礁島サタワルを他方の極とするちがいにあらわれている。ポーンペイとパラオの村民、およびサタワルの島民は自らの海のあらゆる海洋資源に原則として自由に接近できる。ただ、サタワル島は、禁漁区を設定してそこへの日常的な入漁は限定される。環礁島は、特定領域を囲い込み、親族集団の保有とする島と環礁の一部の好漁場を首長集団の占有とし、あとの海面を自由入漁にする島とがある。前者がウルシー、オレアイ、モートロック、チュークで、後者がウルルとマーシャルである。

6.3 漁業資源を管理する権威

高位の親族集団の首長が資源の「管理者」の役割を担うなど、この社会階層化が海面利用の仕組みに大いに反映している。海面の管理と保護については、島の食料資源について慣習的な知識と権威をもつ個人（首長・王）ないしは、会議体（村落会議）である点は全地域に共通している。なかでも、ポーンペイ、サタワル、オレアイ、マーシャル、モートロック諸島、ウルシー、チュークなどでは、海の支配・管理者に対し

て、島の人びとから初物の儀礼的献上が行われる。陸の作物、ヤム、タロ、パンノキの実のその年の初なりを王や首長に献上するだけでなく、魚も献上の対象となる。年の初めに捕獲したマグロなどの大型回遊魚、アオウミガメなどである。これは、首長や王が作物の豊穰や魚の豊漁をカミに祈願する儀礼を宗教職能者に司祭させる権限をもっているからである。このことは、農耕と漁撈の分野で人びとの食糧事情を安定させ、飢餓状況を防止する資源管理者としての役割が、首長権と王権と深く関係していることを示している。

海面利用の管理と資源利用に関しては、首長自らが何らかの基準を設定している社会もある。パラオのように「必要以上に漁獲しない」という個人的な倫理規範による社会から、サタワルのように「人口が500人越すと争いが起こる」という警告まで、資源の管理と保護については島固有の工夫がはかられている。そのてだては、首長や村落会議が海域の特定の漁場の利用の許可と禁止の権限を保持し、かつ海洋資源の過漁獲や乱獲を防止する責任を負うというものである。このような権威や職権は各社会の第一位ないしは最高位の親族集団の長、つまり首長が掌握しており、彼が海と陸のあらゆる資源に対して占有権ないしは管理権をもつ。ヤップ社会においては、海の利用や管理の権利を家の基壇に付属させ、それを所有する家族が行使している。

ミクロネシア諸社会における沿岸の海面利用と漁業資源の管理と保護にあたっては、政府の関与というよりは、島社会を統治してきた首長や王が伝統的知識と慣行に依拠して大きな責任を果たしてきたといえよう。この権威は、近代国家として独立してからも、国家や州政府の憲法の中に「伝統的首長」の役割として規定されており、現在でも発揮されている。この権威の存続によって、ミクロネシア諸社会の伝統的な海面保有・利用と漁業資源の管理・保護がより健全な形で維持されて来ているし、今後ともその必要性が問われるであろう。

6.4 地域主体の漁業資源管理

メラネシアとポリネシアのいくつかの国においては、人口増と都市への移住、漁具・漁船の発達、沿岸環境の劣化などによって、漁業資源が枯渇化に向かっていることから、その管理と保護のための方策が試みられている。それは、政府と国際機関・NGOなどと地域住民との連携による漁業資源の管理体制の確立である。ここでは、三つの具体例を取りあげて、本稿で述べてきたミクロネシア社会の漁業資源の利用と保護の様式と比べてみることにしよう。

6.4.1 フィジーの沿岸漁業資源

フィジーは、1975年の独立によって伝統的の海面所有（*qoliqoli*）権が国から先住の所有主体に返還され、414の慣習的漁業権に基づく漁業権区が設けられた（South and Veitayaki 1998）。そして、2006年の「Qoliqoli（海面所有）法」によって、漁業権を植民地前の所有者に返還することが提案された。この法案は成立していないが、現在リゾートホテルが建ち、観光客がダイビングを楽しんでいる海面を親族集団の所有とするもので大きな議論をまき起こしている。このような動きとは別に、フィジーの村落には「伝統的の海面保有（*customary marine tenure*）」に基づいて、地域海面への侵入規制、海面の共同利用、特定の魚種の漁獲と漁具使用などを管理する制度が維持されてきている。漁業資源の管理は、最高位首長と彼のクランが通常行っている（Müchlig-Hofmann 2008: 298）。

しかし、ガウ島では、人口増加と食料資源の減少、漁業資源の漁獲圧、資源開発による魚類の枯渇化などに対して、2005年から島全体でマングローブ、沿岸植生の回復と保護、流域と農地の保護、放し飼い家畜の管理、廃棄物と流出物の管理など、人びとの資源管理活動を促進するプロジェクトを推進した。この運動は、準備会合や話し合いを経て合意に達するのに10年を要したという。その理由は、会議を主催して議論を統括する伝統的首長の権威の弱体化とそのような人物の人的カリスマ性や寛容性の欠如によるといわれる。現在、そのプロジェクトは、フィジー政府だけでなく日本の国際協力機構（JICA）からの支援を受けて活動を推進しているという（ヴェイタヤキ 2014: 140-141）。

6.4.2 ヴァヌアツの海洋保護区

ヴァヌアツ政府は、1980年の独立後、土地所有や海面保有に関する権利および紛争の解決権を各島・地域の伝統的首長と伝統的の会議に委譲した。マレクラ島では資源管理委員会を設立し、伝統首長らとともに、外国船の不法漁撈によって絶滅の危機にあるヤコウガイ（*Turbo marmoratus*）、タカセガイ（*Tectus niloticus*）、大シャコガイ（*Tridacna gigas*）などの禁漁区を設けて資源保護を進めてきた。そして、より広範囲の海洋保護区の設定の必要性から、村落間で話し合いがもたれ、資源管理構想や計画の議論を重ね、合意にいたるのに3年かかった。

マレクラ島のグナーベレ海洋保護区は2003年以降14の村落が、乱獲の防止、環境汚染に対する取組、廃棄物の管理、天然資源の保護という目的で運動に参加した。各村落に海洋保護区委員会を設置し、ある村は、漁業区管理枠組みを、シュノーケリ

ング可、シュノーケリング不可、ヤコウガイ、タカセガイ、ナマコの禁漁などの基準を設けて、資源保護を実施した。この海洋漁業保護区には、外国の資金で研究所を設立し、また水産省と合意して、サンゴ礁の海域を横断してサンゴや魚類を調査する村人の養成を行っている。そのほかにも、ウミガメやの海洋生物の保護のための見回りなどを行っている (Lang 2008)。

6.4.3 サモアの漁業管理プログラム

1999年ウポール島の南東海岸43平方マイルが国際自然保護連合などの国際機関の指導により海洋資源を保護する海域に指定される。その背景には、以前から水産局主導の共同体主体の漁業管理プログラムに基づく漁業保護システムが整備されていた。海洋資源保護区に指定された海域は11の村落に管理されており、マングローブの保護区、禁漁区、カメ産卵の島での禁漁区などを設けて、それらの村落以外の人びとによる自給のおよび商業的漁業や観光が禁止された。この管理主体は、各村の首長で構成される委員会で、地元の経験や伝統的知識が重視されたという。「サモア流のやり方」にのっとり、村落集会、教会の聖職者、若者や漁師、女性などが参加して管理計画を考案した。2005年からは、各村の若者が海外の研究機関と政府からの援助で海洋保護区の漁業調査を行い、魚のサイズと数が増大していることを確認した。海洋保護区は、各村からの寄付と海外機関からの資金で「信託ファンド」を立ち上げて運営にあたっている (Lang 2008: 9)。

各村は、プロジェクトの管理ルールに従って海域を監視し、違反者からは罰金を徴収して信託ファンドへまわした。また、度重なる密漁者に対しては、数年間の追放あるいは密漁者を出した村が他の村に食料品を提供するなどの伝統的な処罰が課された。また、外部者の侵犯に対する紛争に関しては、地元の慣習法に従うか裁判所の判定に任せるかを住民が選択できる。これらの海洋保護区に関する規則は、政府の漁業法の下につくられている。

以上でのべた3例は、沿岸漁業における過漁獲や乱獲、あるいは環境破壊と海洋汚染などの要因で起きた漁業資源の減少と枯渇化を防止し、その持続的利用を可能にする対策を、国際機関、政府と地元の村落社会が連携して進めているプロジェクトである。いずれの社会においても、最も時間を擁したのは地元の人びとへの説得と合意形成であった。それに要した時間は、フィジーの場合は10年、ヴァヌアツは3年間、サモアは5年である。地元の村落社会の住民の利害対立を調整できたのは、伝統的な

リーダーシップの行使と漁場・漁業についての慣習法などに基づいた規則の制定である（ヴェイタヤキ 2014: 146; Lang 2008）。

独立後、伝統的なリーダーシップが弱まったメラネシア社会において、地域主体型の海洋資源管理（Community Based Marine Resource Management）を推進するうえで優先的に留意すべきことは、まずはコミュニティの伝統的リーダーシップの維持ないし再構築であり、次が管理責任者としての影響力を強めるために、尊敬され、豊かな伝統知識に通じた寛容性のあるリーダーの存在であると指摘する研究者もいる（Müchlig-Hofmann 2008: 321）。

地域主体型の海洋資源管理を行うには、リーダーとしての資質だけでなく、資源管理のための計画・モニタリング・評価をはじめ、生物学的・環境学的な調査と対策を講ずることのできる外部エージェンシーの協力、共同体内および共同体間、政府や地方政府などとの合意や信託に基づく公的エージェントの構築も必要である。つまり、共同体の伝統に従った統率力を発揮できるリーダー、動植物の習性、生態学的状況や自然環境などを科学的に把握し、財政および人的支援をする国際機関の協力、そして地方政府と密なる関係を維持する中央政府の存在である。

7 結論

本稿では、ミクロネシアの島に暮らす人びとが日常的に行う生業としての漁撈活動とその漁場へのアクセスの方法、資源保護の慣行と手法などについて 11 の社会を取り上げて述べてきた。最後に、サンゴ礁海域における漁業資源に対する人びとの認識と対応、資源の減少ないし枯渇化に対する管理手法、海洋資源を保護し持続的利用を可能にする管理体制、そして近代化や人口増加などによる問題について述べることにする。

1. パラオの人びとは、「必要以上に魚をと取らない」、「海との気ままな関係」を維持しているし、ポーンペイやチュークの人びとは、「海は魚の冷蔵庫」と認識している。これらの広大な礁湖をもつ島の人びとは豊富な漁業資源に恵まれていると考え、資源を管理する手法を厳格には適用していない。一方、小さなサンゴ礁島に暮らす人びとは、貿易風によって漁撈活動が影響を受けることを知っており、時期に合わせて漁法を変えている。北東の貿易風が弱まる 6 月から 9 月にかけては、海が穏やかになり、ある種の魚種（ハタ類、フエフキダイ、アイゴなど）が産卵回遊するときで筌漁を行うなど、多くの漁獲が期待できる。それに対し、北東貿易風が強まる 11 月から翌年

2月にかけては海が荒れて島周辺での漁撈活動が困難になる時期であり、暗礁や無人島へ航海して漁獲を得る。また、この時期には、禁漁区を開放して、不足する漁類消費を補う手だてがとられる。このことは、季節的な変化がそれほど顕著ではない熱帯地域ではあるが、貿易風の変化によって、豊漁期と枯渇期を熟知しており、人びとは時期に適応した資源の管理と利用の方法を行っていることを示している。

2. 長期にわたって資源を利用するための一般的な方法は、漁獲量の総量規制、禁漁期と禁漁区の設定、出漁船の規制、網目制限などである。ミクロネシアの島々においては、最ももちいられる手法は、禁漁区と禁漁期を設定することである。また、葬式や島や国家の行事等で大量の魚を消費した時には、資源の回復のために数ヶ月の禁漁期間を設定する。さらに、魚類の枯渇期や大量消費の蓄えとして特定の漁場を常時禁漁区にするなどの方法をとっている社会もある。漁獲量の総量規制に関して、それを魚類の漁獲量に対して適用する社会は見当たらない。ただし、無人島などに上陸するアオウミガメの捕獲頭数を規制し、卵の取得数を制限するなど、食料資源の持続的な利用を可能にしている。出漁カヌー数の制限や追い込み漁に使う網の目のサイズを制限することはない。魚類の漁獲に関しては、とれるだけのものを手に入れることを目指して漁撈活動を行っている。

3. 先に見たメラネシアやポリネシアの事例のように、近年の経済開発や廃棄物の海洋投棄に起因する環境汚染で漁獲量が減少するという事態は、ミクロネシアにおいてはそれほど深刻ではない。また、人口増加や首都・町への人口集中による漁獲の減少ないしは魚類の枯渇化という現象も、現段階ではおおきな問題とはなっていない。陸上・海洋の食料資源が限定される島世界において、最重要事項は自給可能な人口規模を維持することにある。島の伝承や長老たちは、島で許容できる人口を歴史的な経験から割り出しており、過剰人口の抑制に努めてきた。伝統的な方法は、産児制限や墮胎などであったが、キリスト教への改宗により、その手段が禁じられ1960年代以降、各島では急激な人口の増加が起きた。

このような状況をすくったのは、1970年代からグアム、サイパン、ハワイなどのアメリカ合衆国の都市への出稼ぎや移住が可能となり、大きな人口移動が起こったことである。とりわけ、1980年代からのミクロネシア諸国のアメリカとの自由連合協定の締結に¹⁷⁾よる「独立」後は、アメリカの諸都市への人口移動によって島の人口の安定を保てるようになっていく。各章の島の概略でのべたように、離島のサンゴ礁島からの州都や首都およびアメリカへの移住者は、島居住者を凌ぐ数になっている。アメリカとの自由連合協定が継続する間は、島社会で過剰な人口のアメリカ側の受け

入れによって、島の資源に基づく人口支持力はある程度維持される。しかし、島人口の増加は、食料資源の不足という甚大な問題を引き起こすことになる。

4. 外部主導による地域主体の漁業管理体制の整備については、ミクロネシア社会では積極的に推進されていない。それは、一つには、上で述べたように開発による海洋汚染や人口増による漁業資源の枯渇化といった現象が顕著でないこと。二つには、本稿で述べてきたように島社会が自らの食料資源の利用、管理、保護を行ってきているからである。島の海面の保有主体を、島や村落社会、親族集団、家族などに割り当て、資源の利用と保護を行ってきている。他方で、島社会全体の資源管理については、王、高位の親族集団の首長、村落会議など伝統的なリーダーシップのもとで遂行されている。この旧来の伝統的な権威の存在とそのリーダーシップが維持されている点だが、外部主導ではない、地域独自の漁業資源の持続的利用をめざした漁業管理を可能にしているといえよう。

今後、海洋資源の減少等により政府や国際機関など主導で資源管理体制の整備計画が持ち上がるのが予想される。その場合に最優先されるべきことは、外国で考案された資源管理の方法ではなく、祖先から受け継ぎ、維持してきた島々の独自の資源利用と管理・保護の考えと手法を基盤とする資源管理制度を構築することである。

注

- 1) 太平洋諸国の年間一人当たりの魚消費量の上位5カ国は、1997年には、キリバス181キログラム、ツバル113キログラム、パラオ107キログラム、ミクロネシア連邦73.4キログラム、マーシャル諸島67.8キログラムとミクロネシア諸国の消費量の高さがうかがわれる。2001～2003年の魚消費量においては、キリバス75.2キログラム、パラオ58.8キログラム、サモア57.3キログラム、トンガ49.1キログラム、ミクロネシア連邦46.9キログラムである(ヴァイタヤキ2014:130)。この数年間の消費量の減少は、調査機関と調査方法の差によるもので、漁業資源の枯渇化を示している否かについては即断できないが、減少傾向にあることは確かであろう。また、1997年の世界の一人あたりの魚の平均消費量は16.5キログラムであることから、太平洋諸島の人びとの魚食への依存度の高さを知ることができる。
- 2) 裾礁は岸に接してサンゴが発達し、浅い礁池や礁原をともなうサンゴ礁、堡礁は外礁(サンゴ礁の外縁)が防波堤のように島を取り囲み、岸と外礁の間に水深80メートル以上の礁湖をともなうサンゴ礁、環礁は環状にサンゴ礁が発達し、礁湖の中に島が存在しないサンゴ礁の形態をさす。
- 3) 本稿は、1983年に本館でケネス・ラドルと秋道智爾が組織した国際シンポジウム「西太平洋における海のしきたり」で発表し、本館の欧文雑誌(Sudo 1984)で公表した論文を元にしており、その後の筆者の調査と資料収集、および文献参照によって書きかえたものである。
- 4) ウルル島の調査は1974年8月～12月、ヤップ島の調査は1977年7月～9月、1992年12月～93年1月、1999年12月～2000年1月と2008年8月、サタウル島の調査は1978年6月～9月、1979年6月～80年2月、チューク諸島の調査は1982年7月～10月、1983年8月、モートロック諸島のサタワン島とルクノール島の調査は1983年8月～10月に、パラオの調査は1985年8月～10月、1997年12月から1月に行っている。調査時期以降のサタウ

- ル島の情報については、筆者がヤップ島調査の際にヤップ島に滞在しないし居住する島出身者から得ている。
- 5) サタワル島の長老は、「島には500人を超すと争いが起こる」と人口の増加を恐れていた。この島の人口は、1990年頃には700人近くになったが、島外移住により現在は500人。州都のヤップと首都のポーンペイに250人、グアム・サイパンに130人、ハワイを含む米国に80名が住んでいる。米国への移住、居住、就職は、ミクロネシア連邦と米国との自由連合協定にもとづいて保障されている。
 - 6) 漁撈後の共食は、男性が出漁するときには女性の料理したものを「海の神が嫌う」から口にしないという習慣に基づく。空腹で帰ってくる男性たちに妻や姉妹たちが、パンノキの実を焼いて搗いたコン（「パン餅」と呼ばれる）をカヌー小屋兼集会所に届ける。この共食が終わるまで、男性は居住域に入ることを禁じられる。今でも、キリスト教を「信仰している」サタワルの男性は、海の神が「女性のおいを嫌い、魚を隠す」という言い伝えを信じている。
 - 7) パラオの人びとは、第二次世界大戦後から就学と就労を求めてグアム、ハワイや米国本土に移住している。1994年の独立後、パラオ共和国と米国との自由連合協定にもとづいて米国での居住、就労の自由が認められ、2012年には、約8,000人のパラオ人が米国に暮らす。2005年の国内人口は19,907人で、そのうちフィリピン、バングラディシュ、中国などから約6,000人の外国人労働者を3年契約で受け入れ、家政婦、レストランやホテルの従業者、土木工事や農業に従事させている（Office of Planning and Statistics 2005）。
 - 8) パラオ共和国は1994年に独立し、全島の16村落を州に制定したが、人口の7割は経済と商業の中心地コロール州に集中し、コロール州以外の各州人口は、数百人に過ぎない。州には州議会があり州政治を運営するが、伝統的首長の権威と役割は保持されている。
 - 9) 石干見は、サンゴ礁の礁原・礁湖などにV字形ないし馬蹄形に石垣を築き、満潮時に浅瀬に来て干潮時に逃げ遅れて石垣に囲まれた水たまりにいる魚を捕獲する仕掛け。ミクロネシアの広い礁湖・礁原をもつ島では伝統的につくられてきたが、今では使用している地域はヤップなどごく限られる。
 - 10) ポーンペイ州は、ミクロネシア連邦の首都パリキールを抱え、各州からの人口移動や自然増などで人口は増加している。1980年に22,081人、独立前年（1985年）に28,671人であった人口が、2000年には34,486人に増加している（Pohnpei Branch Statistic Office 2002）。一方、米国へ移住したポーンペイ人は約6,000人と推定されている。
 - 11) マーシャル諸島共和国の人口は、1980年は30,873人、2011年に53,158人と激増している。2011年の人口のうち、米国への移住者は約1万人と推定される（Economic Policy, Planning, and Statistics Office 2011）。マーシャル諸島は第二次世界大戦後、アメリカの原水爆の実験場となり、ビキニ環礁、エヌエタック環礁、ロンゲラップ環礁の住民は、他の島に強制移住させられた。米軍が放射能除去を行ったが、それらの環礁の人びとは、今もなお放射線汚染を危惧し帰島しない人が多い（中原2012; 黒崎2013）。それらの環礁は、被爆しており環礁付近の漁業資源を利用することが不可能で、島へ帰還した人びとは被爆補償金などで購入食品に依存する生活を送っている。
 - 12) マーシャルの海面保有については、29の環礁で一様ではない。離島においては、本稿の様式が伝統的であるが、首都のあるマジロ環礁では海面保有が土地所有の区画と関連している。マーシャルの土地は、島を礁湖側から外洋側にかけて線引きして区分けし、その区画をウェト（*weto*）と呼び、土地所有の単位にしている。黒崎岳大氏の情報によると、マジロ環礁では、ウェトの境界を礁池や礁原に延長して、その海面をウェト所有の家族や親族集団が保有する様式が伝統的であるとのこと。しかし、その方式を近年廃止し、コモンズとして島の人びとに開放したという。これは、マーシャル諸島政府の漁業振興策、つまり独立後から5マイル以内の沿岸漁業資源の管理責任を最高首長から地方政府に移譲し、漁業条例を制定して資源の活用を図る方策に基づいている（黒崎2013: 216-218）。マジロ環礁のように海面が陸地の土地区画に沿って区分けされ、その海面を保有する単位が土地区画の所有者であるという方式の島は、グループDに属することになる。
 - 13) モートロック諸島出身者は現在、ポーンペイ島に5,000人以上が住んでいる。これは、20世紀初頭にモートロックを襲った台風被害を受けた島民を、ドイツ植民地政府がポーンペイのソーケス首長国に移住させたものである。ポーンペイ居住のサタワル出身者は、1,500人で母系の系譜関係を確認でき、今でも人的交流を維持している。

- 14) ヤップ州の2000年の人口は12,000人。そのうちヤップ本島の人口は6,300人、離島の人口は5,700人である (Yap State Census Report 2002; Division of Statistics 2002)。ヤップ州からグアム、サイパン、ハワイ島などアメリカ合衆国への出稼ぎ・移住者は約2,500人と推定される。
- 15) この関係は、サワイ (*sawai*) と呼ばれ、ドイツ統治時代までは、数年に一度トラック (現チューク) の北西離島 (ウルル島、ブルワット島など) からサタワル、ラモトレク、オレイアイ、ウルシーの島々を順送りにヤップへと貢納物をカヌーで届ける航海を行っていた。これは、ヤップの特定の村の首長ないし家長が離島を支配し、離島が災害にあった時に支援する代わりに、離島側から貢納物を届ける朝貢航海であった (牛島 1987: 281-305; 柄木田 2000: 38-48; 須藤 2008: 203-229)。
- 16) チューク州の人口は、1980年には33,000人、2000年には53,595人と著しく増加したが、2010年には48,654人に減少し、その人口の7割は州都ウェノ島に集住している (Chuuk Census Report 2002; Division of Statistics 2002)。また、離島を除いたチューク諸島のみの2000年の人口は40,000人と1980年より14,000人増である。
- 17) 自由連合協定は、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国が、独立に際して、軍事権 (主に基地提供) をアメリカに委譲し、アメリカが国家予算の5割以上の財政援助をする形で「独立国」として国家運営を行うことをアメリカとの間で締結した協定である。15年間の契約でその期間が過ぎればどちらからでも「自由」に協定を破棄できるというものである。現在、第二期目に入っており、ミクロネシア諸国からのアメリカ合衆国への入国、定住、就職などの権利が保証されている。

文 献

- Adams, T. and P. Dalzell
1995 'Management of Pacific Island Inshore Fisheries,' 3rd Australian Fisheries Managers Conference, 2-4 August 1995, Rottneest Island, West Australia.
- 秋道智彌
1981 「“悪い魚”と“良い魚”——Satawal 島における民族魚類学」『国立民族学博物館研究報告』6(1): 66-133。
1989 「ミクロネシアの筌漁——漁具・漁法の生態学的研究」牛島 巖・中山和芳編『オセアニア基層社会の多様性と変容——ミクロネシアとその周辺』(国立民族学博物館研究報告別冊6) pp. 269-298, 大阪: 国立民族学博物館。
2010 『コモンスの地球史——グローバル化時代の共有論に向けて』東京: 岩波書店。
- Akimichi, T. and S. Sauchoman
1982 Satawalese Fish Names. *Micronesica* 18(2): 1-34.
- Alkire, W. H.
1977 *An Introduction to the Peoples and Cultures of Micronesia*. Menlo Park, California: Cummings Publishing Company.
- Barnett, H. G.
1949 *Palauan Society: A Study of Contemporary Native Life in the Palau Islands*. Eugene: University of Oregon Press.
- Bascom, W. R.
1965 *Ponape: A Pacific Economy in Transition*. University of California Publications in Anthropology Vol. 22. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Chuuk Branch Statistics Office, Division of Statistics
2002 *Chuuk State Census Report: 2000 FSM Census of Population and Housing*. Weno: Department of Economic Affairs, National Government.
- Crocombe, R. G.
1968 Observations on Land Tenure in Tarawa, Gilbert Islands. *Micronesia* 4: 27-37.
- Division of Statistics, Department of Economic Affairs
2002 *FSM National Detailed Tables: 2000 FSM Census of Population and Housing*. Palikir: Federated States of Micronesia.

- Economic Policy, Planning, and Statistics Office
 2011 *The RMI 2011 Census of Population and Housing*. Majuro: Economic Policy, Planning, and Statistics Office of the President.
- Fischer, J. L.
 1957 *The Eastern Carolines*. New Haven: H.R.A.F. Press.
 1958 Contemporary Ponape Island Land Tenure. In J. E. de Young (ed.) *Land Tenure Patterns in Trust Territory of the Pacific Islands*, pp. 76–159. Guam: Trust Territory Government.
- Gillette, M.
 2011 *Fisheries of the Pacific Islands Regions and National Information*. Bangkok: FAO of the United Nations Regional Office for Asia and the Pacific.
- Goodenough, W. H.
 1951 *Property, Kin and Community on Truk*. Yale University Publications in Anthropology No. 46. New Haven: Yale University Press.
- 早川正一
 1982 「Yap 島 Raang 村の地勢と村民の経済活動」ミクロネシア研究委員会編『ミクロネシアの文化人類学的研究—西カロリン言語・文化・先史文化』pp. 110–162. 東京：国書刊行会。
- 土方久功
 1974 『流木—ミクロネシアの孤島にて』東京：未来社。(初版 1943 年小山書房)
 2012 『土方日記 IV』(国立民族学博物館調査報告 108) 須藤健一・清水久夫編, 大阪：国立民族学博物館。
- Johannes, R. E.
 1977 Traditional Law of the Sea in Micronesia. *Micronesica* 3: 121–127.
 1978a Traditional Marine Conservation Methods in Oceania and Their Demise. *Annual Review of Ecology and Systematics* 9: 349–364.
 1978b *Improving Ponape's Reef and Lagoon Fishery*. Report to Ponape Marine Resources Division.
 1981 *Words of the Lagoon: Fishing and Marine Lore in the Palau District of Micronesia*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Kaneshiro, S.
 1958 Land Tenure in the Palau Islands. In J. E. de Young (ed.) *Land Tenure Patterns in Trust Territory of the Pacific Islands*, pp. 288–322. Guam: Trust Territory Government.
- 柄木田康之
 2000 「ミクロネシア連邦ヤップ州の伝統的首長と政治統合」須藤健一編『オセアニアの国家統合と国民文化』(JCAS 連携研究成果報告) 2: 35–59。
- 黒崎岳大
 2013 『マーシャル諸島の政治史—米軍基地・ビキニ環礁核実験・自由連合協定』東京：明石書店。
- Labby, D.
 1976 *The Demystification of Yap: Dialectics of Culture on an Micronesian Island*. Chicago: University of Chicago Press.
- Lang, M.
 2008 *Report of a South Pacific Fisheries Study Tour to Papua New Guinea, Vanuatu and Samoa*. London: The Commonwealth Policy Studies Unit, University of London.
- Lessa, W.
 1950 *The Ethnography of Ulithi Atoll*. Los Angeles: University of California.
 1966 *Ulithi: A Micronesian Design for Living*. New York: Holt, Rinehart and Winston.
- Lingenfelter, S. G.
 1975 *Yap: Political Leadership and Culture Change in an Island Society*. Honolulu: The University Press of Hawaii.
- Lundsgaarde, H. P.
 1974 Pacific Land Tenure in a Nutshell. In H. P. Lundsgaarde (ed.) *Land Tenure in Oceania*, pp. 265–275. Honolulu: The University Press of Hawaii.

- Mahoney, F. B.
1958 Land Tenure Patterns on Yap Island. In J. E. de Young (ed.) *Land Tenure Patterns in Trust Territory of the Pacific Islands*, pp. 256–287. Guam: Trust Territory Government.
- Mark, B. E.
1977 *Aging and Social Change on Lukunor Atoll, Micronesia*. Unpublished Ph. D. dissertation, The University of Iowa.
- Marksburry, R. A.
1979 *Land Tenure and Modernization in the Yap Islands*. Ph.D. dissertation, Tulane University.
- Mason, L. E.
1968 The Ethnology of Micronesia. In A. P. Vayda (ed.) *Peoples and Cultures of the Pacific*, pp. 275–298. New York: Natural History Press.
- McCoy, M. A.
1974 Man and Turtle in the Central Carolines. *Micronesica* 10: 207–221.
- McCutcheon, M. S.
1981 *Resource Exploitation and the Tenure of Land and Sea in Palau*. Unpublished Ph. D. dissertation, The University of Arizona.
- McGrath, W. A. and W. S. Wilson
1971 The Marshall, Caroline and Mariana Islands. In R. Crocombe (ed.), *Land Tenure in the Pacific*, pp. 172–191. London: Oxford University Press.
- Müehlig-Hofmann, A.
2008 Ownership of Fiji Inshore Fishing Grounds: Community-Based Management Efforts, Issues of Traditional Authority and Proposed Changes in Legislation. *Ocean Yearbook* 22: 291–321. Chicago: University of Chicago Press.
- 三田 牧
2003 『『食べるための漁』から『売るための漁』へ』須藤健一・倉田洋二編『パラオ共和国——過去と現在そして21世紀へ』pp. 515–585, おりじん書房。
- 中原聖乃
2012 『放射能難民から生活圏再生へ——マーシャルからフクシマへの伝言』京都：法律文化社。
- Nason, J. D.
1971 *Clan and Copra: Modernization on Etal Island, Eastern Caroline Islands*. Unpublished Ph. D. dissertation, University of Washington.
1975 The Strength of the Land: Community Perception of Population on Etal Atoll. In V. Carroll (ed.) *Pacific Atoll Population*, pp. 117–159. Honolulu: The University Press of Hawaii.
- Office of Planning and Statistics
2005 *2005 Census of Population and Housing of the Republic of Palau*. Koror: Office of Planning and Statistics, Republic of Palau.
- Pohnpei Branch Statistics Office, Division of Statistics
2002 *Pohnpei State Census Report: 2000 FSM Census of Population and Housing*. Colonia: Department of Economic Affairs, National Government.
- ラムービデシ, ヴィナ
2014 「太平洋島嶼の漁村における海洋管理責任と女性の役割——原点からの再考」新しい島嶼学の創造プロジェクト 藤田陽子, 渡久地健, かりまたしげひさ編『島嶼地域の新たな展望——自然・文化・社会の融合体としての島々』pp. 99–123, 福岡：九州大学出版会。
- Ruddle, K.
2000 Systems of Knowledge: Dialogue, Relationship and Process. *Environment, Development and Sustainability* 2: 277–304.
- Ruddle, K. and T. Akimichi (eds.)
1984 *Maritime Institutions in Western Pacific*. (Senri Ethnological Studies 17) Osaka: National Museum of Ethnology.
- Ruddle, K. and R. E. Johannes (eds.)
1985 *The Traditional Knowledge and Management of Coastal Systems in Asia and the Pacific*.

- Jakarta: UNESCO.
- Schneider, D.
1974 Depopulation and the Yap *Tabinaw*. In Robert J. Smith (ed.) *Social Organization and the Applications of Anthropology: Essays in Honor of Lauriston Sharp*, pp. 94–113. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Shimizu, A.
1982 Chieftdom and the Spatial Classification of the Life-World: Everyday Life, Subsistence and the Political System on Ponape. In M. Aoyagi (ed.) *Islands and Their Outside World; A Report of Cultural Anthropological Research in the Caroline Islands of Micronesia in 1980–1981*, pp. 153–215. Tokyo: Committee for Micronesian Research, St. Paul's (Rikkyō) University.
- 清水昭俊
1989 「ミクロネシアの首長制」牛島 巖・中山和芳編『オセアニア基層社会の多様性と変容—ミクロネシアとその周辺』（国立民族学博物館研究報告別冊6号）pp. 119–139, 大阪：国立民族学博物館。
- Smith, A. and P. Dalzell
1993 *Fisheries Resources and Management Investigations in Woleai Atoll, Yap State, Federated States of Micronesia*. Inshore Fisheries Research Project Technical Report 4. Noumea: South Pacific Commission.
- South, G. R. and J. Veitayaki
1998 The Constitution and Indigenous Fisheries Management in Fiji. *Ocean Yearbook* 13: 452–466. Chicago: University of Chicago Press.
- Spoehr, A.
1949 *Majuro, A Village in the Marshall Islands*. Fieldiana Anthropology, Vol. 39. Chicago: Natural History Museum.
- 須藤健一
1976 「ミクロネシア—離島の社会生活ノート—トラック・ウルル島の調査資料より」『社会人類学年報』2: 202–220。
1984 「サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系—ミクロネシア・サタワル島の事例分析」『国立民族学博物館研究報告』9(2): 197–348。
1985 「ミクロネシアにおける母系制社会の変質—トラック語圏社会における出自集団の構造」『国立民族学博物館研究報告』10(4): 827–929。
2007 「トンガ王国の漁業振興と魚食慣行の衰退」『国際文化研究』28: 34–66。
2008 『オセアニアの人類学』東京：風響社。
- Sudo, K.
1984 Social Organization and Types of Sea Tenure in Micronesia. In K. Ruddle and T. Akimichi (eds.) *Maritime Institutions in the Western Pacific*. (Senri Ethnological Studies 17), pp. 203–230. Osaka: National Museum of Ethnology.
- 杉浦健一
1939 「ヤップ島民の漁業と漁具」『人類学雑誌』54(2): 54–66。
1944 「南洋群島原住民の土地制度」『民族研究所紀要』1: 167–350。
- Tobin, J. A.
1952 *Land Tenure in the Marshall Islands*. Atoll Research Bulletin, No. 11. The Pacific Science Board, National Academy of Science-National Research Council.
1958 'Land Tenure in the Marshall Islands.' In J. E. de Young (ed.) *Land Tenure Patterns in Trust Territory of the Pacific Islands*, pp. 1–75. Guam: Trust Territory Government.
- 牛島 巖
1982 「ヤップ島の伝統的政治構造と村間の問題」ミクロネシア研究委員会編『ミクロネシアの文化人類学的研究—西カロリンの言語・社会・先史文化』pp. 40–108, 東京：国書刊行会。
1987 『ヤップ島の社会と交換』東京：弘文堂。
- Ushijima, I.
1982 The Control of Reefs and Lagoon: Some Aspects of the Political Structure of Ulithi Atoll. In M. Aoyagi (ed.) *Islanders and Their World: A Report of Cultural Anthropological Research*

須藤 ミクロネシアにおける海面保有と資源保護の様式

in the Caroline Islands of Micronesia in 1980–1981, pp. 35–75. Tokyo: Committee for Micronesian Research, St. Paul's (Rikkyō) University.

ヴェイタヤキ, ジョエリ

2014 「太平洋島嶼における地域主体型の漁業管理とその意義」新しい島嶼学の創造プロジェクト 藤田陽子・渡久地健・かりまたしげひさ編『島嶼地域の新たな展望—自然・文化・社会の融合体としての島々』 pp. 125–149, 福岡：九州大学出版会。

Ward, R. G. and E. Kingdon

1995 *Land, Custom and Practice in the South Pacific*. New York: Cambridge University Press.

Yap Branch Statistics Office, Division of Statistics

2002 *Yap State Census Report: 2000 FSM Census of Population and Housing*. Yap: Department of Economic Affairs, National Government.

Zann, Leon P.

1985 Traditional Management and Conservation of Fisheries in Kiribati and Tuvalu Atolls. In K. Ruddle and R. E. Johannes (eds.) *Traditional Management of Coastal Systems in Asia and the Pacific*, pp. 55–77. Jakarta: UNESCO.